

第2期

山中湖村人口ビジョン及び 山中湖村まち・ひと・しごと 創生総合戦略



目 次

第1編 人口ビジョン

第1章 人口ビジョンの前提	3
1 国の長期ビジョン策定の背景と目的	3
2 人口減少問題に取り組む意義	6
3 長期的な展望	9
第2章 山中湖村における人口の現状	10
1 人口の現状	10
2 雇用や就労等の状況	21
3 交流人口の状況	26
第3章 山中湖村の将来人口推計	28
1 将来人口推計	28
2 人口減少が地域の将来に与える影響	34
3 まとめ ～地方創生における人口ビジョン～	35

第2編 地方創生総合戦略

第1章 第2期地方創生総合戦略策定にあたって	39
1 国の総合戦略策定の背景と目的	39
2 第2期地方創生総合戦略策定の主旨	41
第2章 第2期山中湖村まち・ひと・しごと創生総合戦略	44
1 総合戦略の体系	44
基本目標1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする	45
基本目標2 新しい人の流れをつくる	47
基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	51
基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	54
横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する	58
横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする	58

第1編

人口ビジョン



第1章 人口ビジョンの前提

1 国の長期ビジョン策定の背景と目的

(1) 国の長期ビジョンの趣旨

人口減少は、「静かなる危機」と呼ばれるように、日々の生活においては実感しづらいものがあります。しかし、このまま続けば、人口は急速に減少し、その結果、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には国としての持続性すら危うくなると考えられています。

このため、国は、2014年に、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、目指すべき将来の方向を提示することを目的として、長期ビジョンを策定しました。

その後の国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計では、当時より人口減少のスピードはやや遅くなっているものの、決して危機的な状況が変わったわけではありません。

今般、国はこの困難な課題に国と地方公共団体の全ての関係者が力を合わせて取り組んでいけるよう長期ビジョンを改訂します。

(2) 計画策定の経緯

まち・ひと・しごと創生に関しては、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）が制定され、平成26年12月27日に、日本の人口の現状と将来の展望を提示する「国の長期ビジョン」及び今後5か年の国の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の総合戦略」という。）が閣議決定されました。

これを受けて、地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案して、地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」及び、地域の実情に応じた今後5か年の施策の方向を提示する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に努め、対策を講じてきました。

本村においても、第1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定後の経過と評価を踏まえて、まちの人口の動向と現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するため、「第2期山中湖村人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）を策定します。

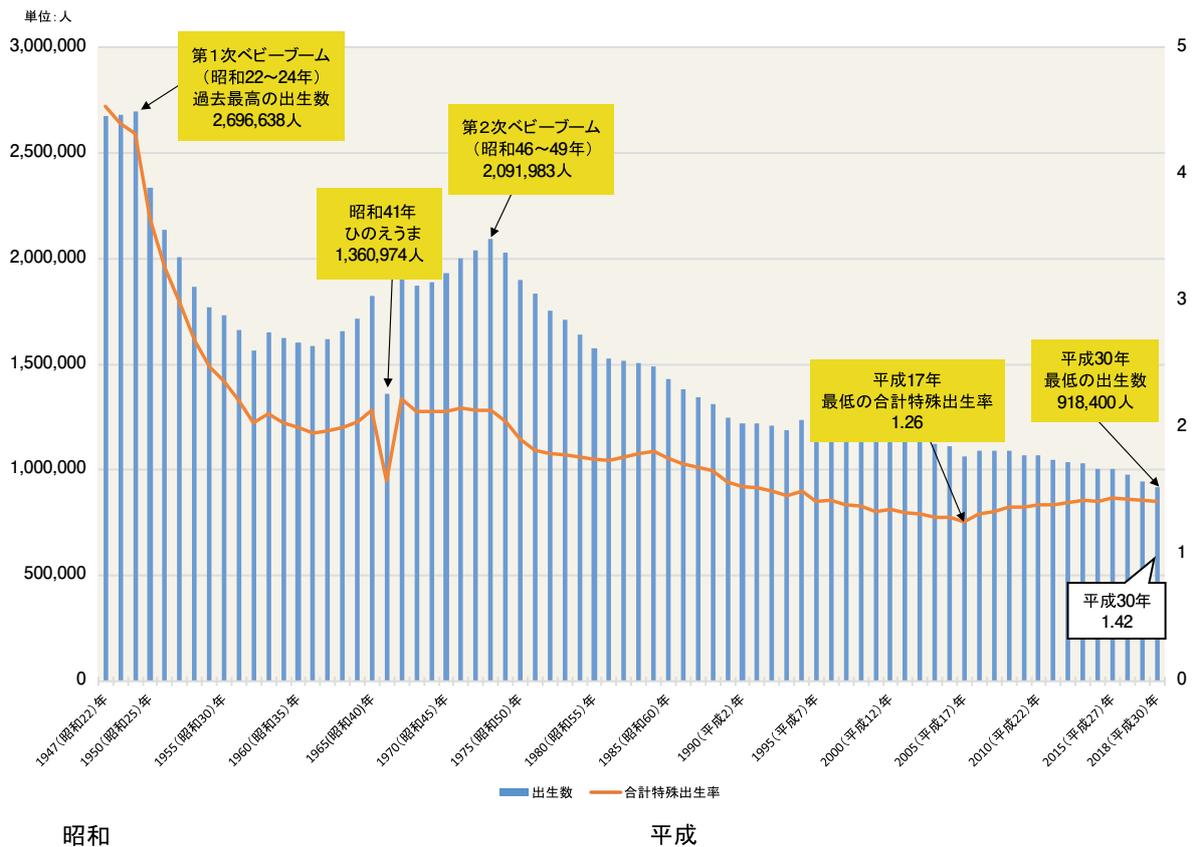
(3) 人口問題をめぐる現状と見通し

① 加速する人口減少

国の出生数・出生率は、いわゆる第二次ベビーブーム（昭和46年～49年）と呼ばれた1970年代半ばから長期的に減少し続けています。

また、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す合計特殊出生率は、昭和50（1975）年以降、人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準）の2.07を下回る状態が約40年間続いています。

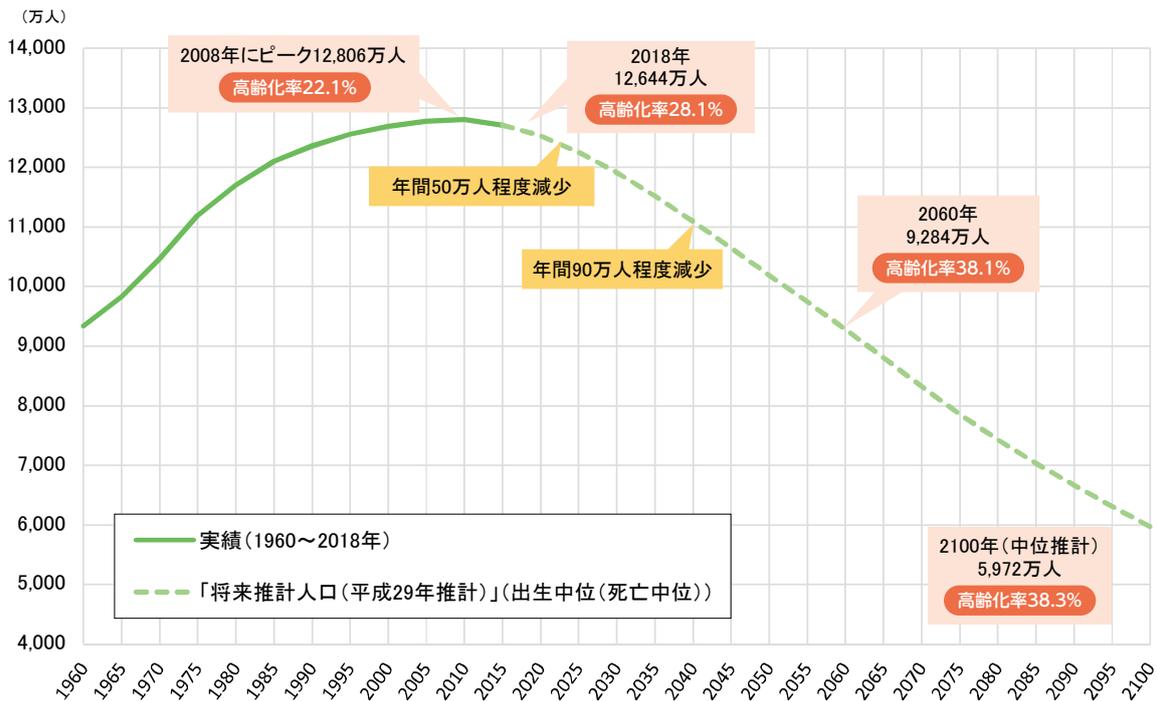
1947(昭和22)年以降の日本の出生数と合計特殊出生率



資料：厚生労働省「人口動態統計」

これまで、少子化が進行しながらも、ベビーブーム世代という大きな人口の塊があったために、出生率が下がっても出生数が大きく低下しなかったことや、平均寿命が伸びたことによって死亡数の増加が抑制されていたことにより、日本の総人口は長らく増加を続けてきました。しかしながら、この「人口貯金」とも呼ばれる状況が、時代が推移する中でついに使い果たされ、2008年をピークに日本の総人口は減少局面に入り、2018年10月1日時点の総人口は1億2,644万3千人、2018年の出生数は1899年の調査開始以来最低の91万8千人を記録しました。いったん、人口が減少し始めると、減少スピードは今後加速的に高まっていきます。社人研「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（以下「将来推計人口（平成29年推計）」という。）の出生中位（死亡中位）推計によると、2020年代初めは毎年50万人程度の減少ですが、それが2040年代頃には毎年90万人程度の減少スピードにまで加速すると推計されています。

総人口の推移と将来推計

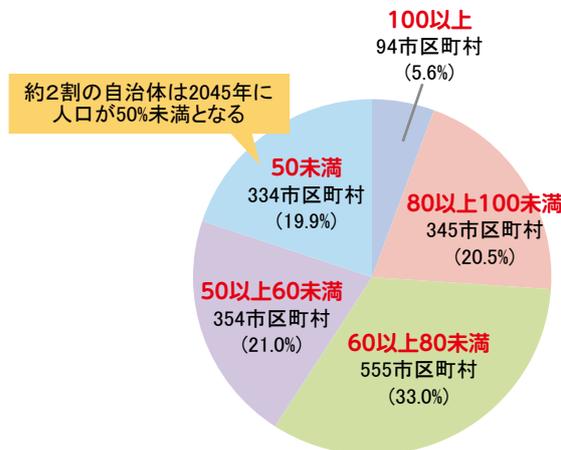


総務省「国勢調査」、社人研「将来推計人口(平成29年推計)」等に基づき作成。
 (注)「高齢化率」は総人口に占める老年人口(65歳以上人口)の割合。

②人口減少の地方から都市部への広がり

社人研「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」(以下「地域別将来推計人口(平成30年推計)」という。)によると、各市区町村2015年の総人口を100としたとき、2045年に指数が100を超える、すなわち2015年より総人口が増えるのは94市区町村(全市区町村の5.6%)と推計されています。残る1,588市区町村(94.4%)は指数が100未満となっています。このうちの334市区町村(19.9%)では指数が50未満、すなわち2015年に比べて総人口が半分を下回ると推計されています。

2045年における総人口の指数別市区町村数と割合



※赤字は「2015年の人口」=100とした場合の「2045年の人口」

社人研「地域別将来推計人口(平成30年推計)」に基づき作成

2 人口減少問題に取り組む意義

(1) 人口減少に対する危機感の高まり

人口問題に対する国民の意識と政府の基本姿勢は、時代の推移によって大きく変わってきました。かつては出生率が低下を続けていたにもかかわらず、これが直ちに人口減少に結び付かなかったこともあり、人口減少に対する国民の関心は必ずしも高くありませんでした。しかしながら、民間機関が2014年5月に発表した「消滅可能性」に関する分析結果は、多くの地方公共団体や地方関係者に強い衝撃を与え、人口減少に対する危機感が高まることになりました。全国知事会は、同年7月に「少子化非常事態宣言」を発し、その後は、少子化対策に関する提言を度々行っています。内閣府が2014年8月に実施した世論調査においては、9割以上の国民が「人口減少は望ましくない」と答えており、「政府は人口減少の歯止めに取り組んでいくべき」とする回答は7割を超えています。また、民間調査会社が2019年に実施した調査によると、人口減少を実感していると回答した者は回答者全体の約4割でしたが、人口5万人未満の都市における回答者では、約3分の2が人口減少を実感していると回答しています。地域差はあるものの、人口減少に対する意識や危機感は、国民の間に徐々に浸透してきています。

(2) 人口減少が地域経済社会に与える影響

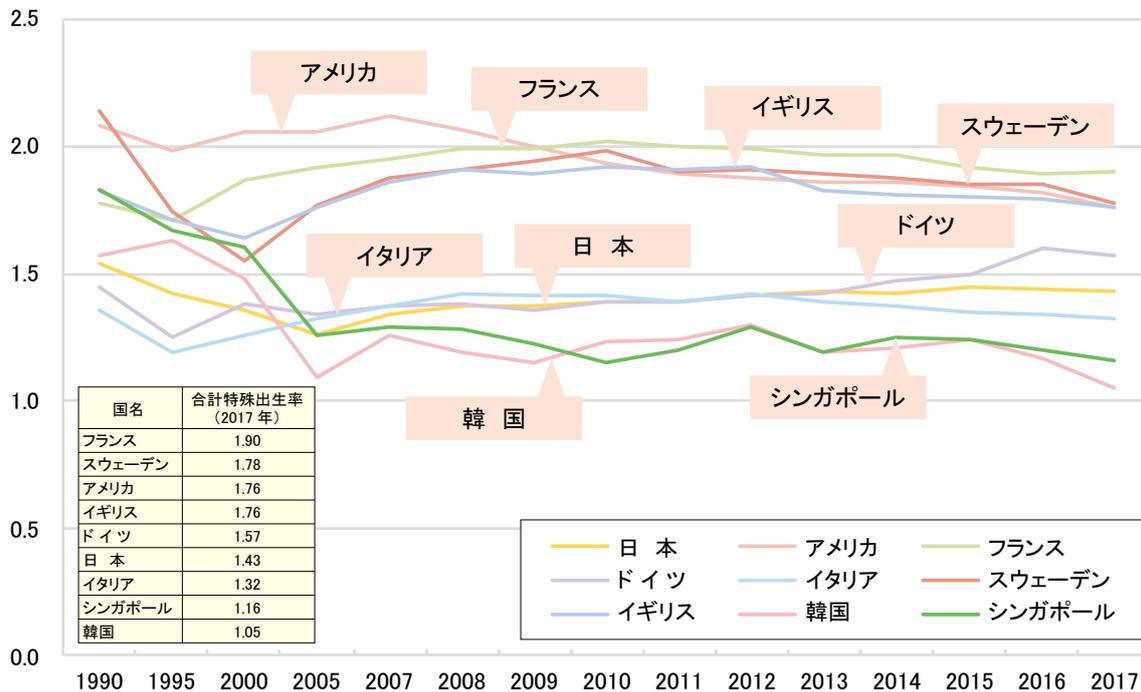
人口減少と高齢化の進行は経済社会に悪影響を及ぼすこととなります（人口オーナス）。総人口の減少と高齢化によって「働き手」の減少が生じると、日本全体の経済規模を縮小させるとともに、一人当たりの国民所得も低下させるおそれがあります。仮に働き手一人当たりの生産性が高まれば、一人当たりの国民所得を維持できる可能性はありますが、社会保障費の増大等により働き手一人当たりの負担が増加し、勤労意欲にマイナスの影響を与えるとともに、人口規模の縮小がイノベーションを停滞させるおそれがあります。地方においては、地域社会の担い手が減少しているだけでなく、消費市場が縮小し地方の経済が縮小するなど、様々な社会的・経済的な課題が生じてきています。この状況が継続すると、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が更に人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥ることになります。国土交通省が2014年7月4日に発表した「国土のグランドデザイン2050～対流促進型国土の形成～」では、2050年における人口増減状況が示されました。これによると、2050年には、現在、人が住んでいる居住地域のうち6割以上の地域で人口が半分以下に減少し、さらに2割の地域では無居住化すると推計されています。

中山間地域や農山漁村などにおいては、日常の買い物や医療など地域住民の生活に不可欠な生活サービスの維持・確保が困難になるおそれがあります。都市における影響も大きく、都市機能の維持には一定の人口規模が必要とされますが、人口が減少すると都市機能を支えるサービス産業が成立しなくなり、第3次産業を中心に、都市機能の低下が生ずるおそれがあります。このように人口減少は地域経済社会に甚大な影響を与えていくこととなるため、総力をあげて取り組むべき課題であるといえます。

(3) 人口減少に早急に対応すべき必要性

社会が近代化すれば、出生率が低下するとする見方もあります。しかし、先進諸国中でも、国によって動向は大きく異なっています。図で示された国際的な状況をみると、日本、イタリアは1.4

各国の合計特殊出生率の推移



(出典) 内閣府「少子化社会対策白書(令和元年度)」に基づき作成。

前後、シンガポール、韓国は1.2以下と低い出生率となっているのに対し、フランス、スウェーデン、アメリカ、イギリスは約1.8前後の出生率を維持しています。

この中で注目されるのが、いったん出生率が低下しながら、回復を果たした国々です。フランスは、長きにわたって人口問題について国民的な論議や取組が重ねられてきており、手厚い家族支援政策を行っています。1993年に出生率は1.66まで低下しましたが、家族給付や出産・育児と就労の両立支援の拡充等によって、2017年には1.9まで回復しました。また、スウェーデンは、近年2度にわたって出生率の低下と回復を経験しています。直近では1999年に出生率は1.50にまで低下しましたが、家族給付や育児休業保障の拡充等によって、2017年には1.78まで回復しました。こうした国々は国民負担率（国民と企業の「税負担と社会保険料負担」の国民所得に対する割合）が6割程度であることなどから、我が国と単純に比較できませんが、示唆に富む実例といえます。日本においても地域によって出生率の動向は大きく異なり、中には高い出生率を実現している地域もあります。現状のまま何もしない場合には、極めて厳しく困難な未来が待ち受けていますが、的確な政策を展開し、官民挙げて取り組みれば、人口減少に歯止めをかけることは可能であると考えられます。人口減少に歯止めをかけるには長い期間を必要とします。各種の対策が出生率向上に結びつき、成果が挙がるまでに一定の時間を要し、仮に出生率が向上しても、全体の人口に影響を及ぼすには数十年を要することとなります。それでも、対策が早く講じられ、出生率が早く向上すればするほど、将来人口に与える効果は大きいものがあります。出生を担う世代の人口が減少し続ける状況下では、出生率がいつの時点で向上するかが出生数、すなわち、将来の人口規模を決定していくこととなるからです。一定の仮定を置いた試算を行うと、出生率の向上が5年遅れるごとに、将来の人口はおおむね300万人ずつ減少することとなると指摘されています。人口減少は、早急に対応すべき課題であるといえます。

(4) 国民の希望とその実現

①結婚・出産・子育てに関する国民の希望

社人研「出生動向基本調査」(第15回、平成27年)によると、18～34歳の独身者は、男女ともに約9割は「いずれ結婚するつもり」と回答しており、また、結婚した場合の希望子ども数は男性1.91人、女性2.02人となっています。さらに、同調査によると、夫婦の予定子ども数は2.01人となっています。こうした希望等が叶うとした場合に想定される出生率を「国民希望出生率」として、一定の仮定に基づく計算を行えばおおむね1.8程度となるのに対し、2018年の日本の出生率は1.42となっています。

国民希望出生率 =

$$\left(\begin{array}{l} \text{既婚者} \\ \text{割合} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{夫婦の予定} \\ \text{子ども数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{独身者} \\ \text{割合} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{独身者のうち} \\ \text{結婚を希望す} \\ \text{る者の割合} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{独身者の希望} \\ \text{子ども数} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{離死別等} \\ \text{の影響} \end{array}$$

$$= (32.0\% \times 2.01人 + 68.0\% \times 89.3\% \times 2.02人) \times 0.955$$

$$= 1.79$$

$$\approx 1.8\text{程度}$$

同調査では、結婚を希望する者の割合、予定子ども数及び希望子ども数は、地域によってある程度の違いはあるものの、例えば、大都市部で顕著に低いといった状況はみられていません。しかしながら、出生率は地域によって異なっており、中には国民希望出生率よりも高い出生率を実現している地域もありますが、多くの地域では、結婚・出産・子育てに関する国民の希望が十分に実現されていないと考えられます。2018年の内閣府の調査によると、「結婚に対する取組」に関する計画を有する都道府県は、76.6%となっています。地域によって、出生率が異なる要因は様々ですが、地域の実情に合わせた取組を通じて、結婚・出産・子育てに関する国民の希望を実現していくことが重要と思われる。

②地方への移住に関する国民の希望

地方から東京圏を中心とした大都市圏に人口が流出している一方、東京在住者に対して行った意向調査によると、東京都在住者の約4割が「移住する予定」又は「今後検討したい」と考えているという結果となっています。移住希望は、特に10・20代の若い世代の男女や40代の男性で高い結果となっています。また、地方への移住支援を行うNPO法人への2018年の相談件数は、2014年に比べ3倍以上増加しているように、地方への移住に関する国民の関心や希望は高い水準にあると考えられます。上記の意向調査では、移住を考える上で重視する点として、地方の雇用や日常生活の利便性などが挙げられていることから、こうした点を考慮して、地方への移住に関する国民の希望を実現することで、地方への新しいひとの流れをつくることが重要であると考えられます。

3 長期的な展望

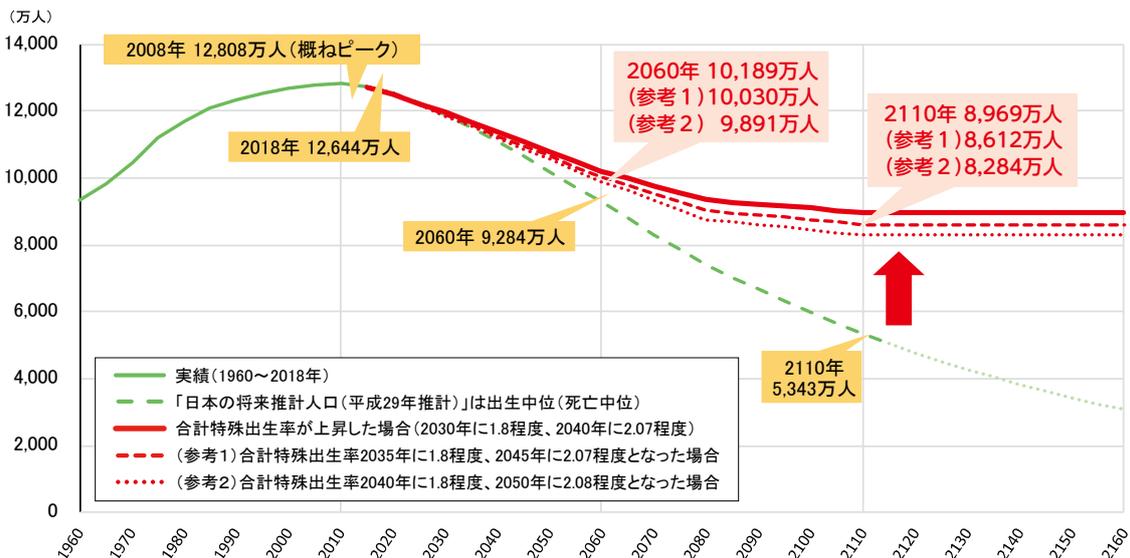
活力ある地域社会の維持のために今後目指すべきは、将来にわたって、過度な一極集中のない活力ある地域社会を維持することであり、そのためには、人口減少に歯止めをかけなければなりません。出生率が向上し、将来のどこかの時点で出生率が人口置換水準に回復することが、人口の規模及び構造が安定する上で必須の条件です。

(1) 人口の長期的展望

社人研「将来推計人口（平成29年推計）」では、このまま人口が推移すると、2060年の総人口は9,284万人にまで落ち込むと推計されています。これは、約60年前（1950年代）の人口規模に逆戻りすることを意味しています。さらに、総人口は2100年に6,000万人を切った後も、減少が続いていくことになります。

これに対して、仮に2040年に出生率が人口置換水準と同程度の値である2.07まで回復するならば、2060年に総人口1億人程度を確保し、その後2100年前後には人口が定常状態になることが見込まれます。若い世代の結婚・出産・子育ての希望が実現するならば、我が国の出生率は1.8程度の水準まで向上することが見込まれます。我が国においてまず目指すべきは、特に若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ることと考えられます。もとより、結婚や出産はあくまでも個人の自由な決定に基づくものであり、個々人の決定を強制するようなことがあってはなりません。

わが国の人口の推移と長期的な見通し



(注1) 実績は、総務省「国勢調査」等による（各年10月1日現在の人口）。

社人研「日本の将来推計人口（平成29年推計）」は出生中位（死亡中位）の仮定による。

2115～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。

(注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

(注3) 社人研「人口統計資料集2019」によると、人口置換水準は、2001年から2016年は2.07で推移し、2017年は2.06となっている。

第2章 山中湖村における人口の現状

1 人口の現状

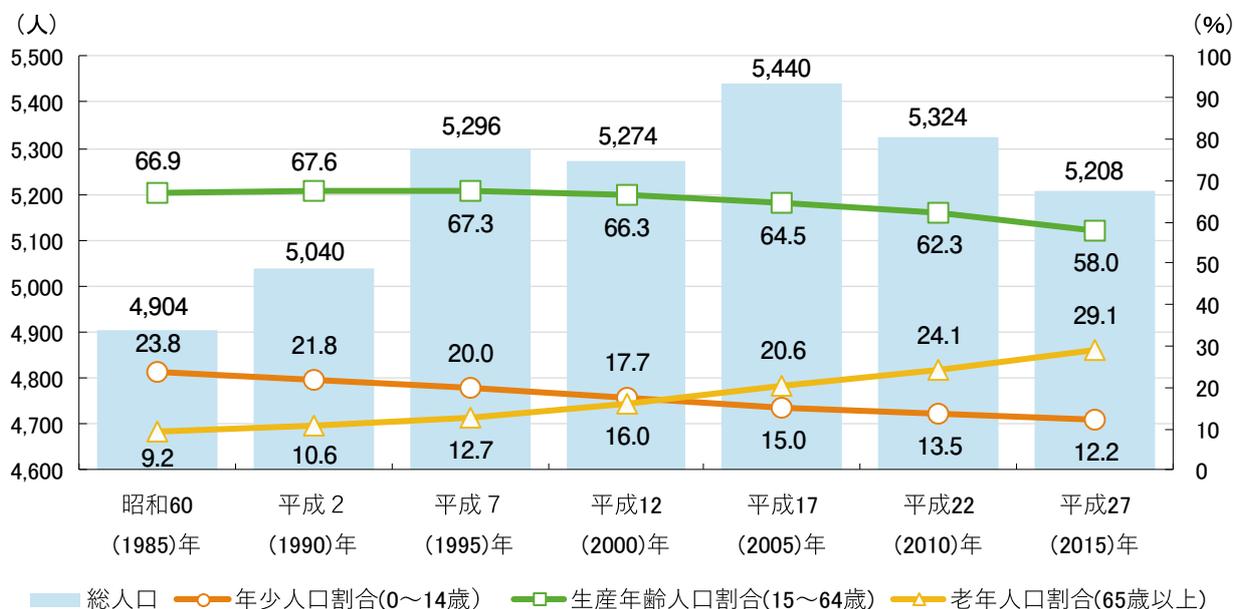
(1) 総人口及び年齢別人口構成

① 総人口の推移

本村の人口は、平成17（2005）年までは増加傾向にありましたが、平成22（2010）年から減少に転じています。平成17（2005）年には5,440人であった人口が、平成27（2015）年には232人減少し、5,208人となっています。

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）の割合は、昭和60（1985）年は23.8%でしたが、その後減少を続け、平成27（2015）年には12.2%となっています。生産年齢人口（15～64歳）の割合は、平成12（2000）年までは6割台後半で推移していましたが、徐々に減少し、平成27（2015）年では58.0%と6割を下回っています。老年人口（65歳以上）の割合は、緩やかに増加し続けており、平成17（2005）年には年少人口割合を上回り、平成27（2015）年には29.1%となっています。

■ 総人口及び年齢3区分別人口割合の推移



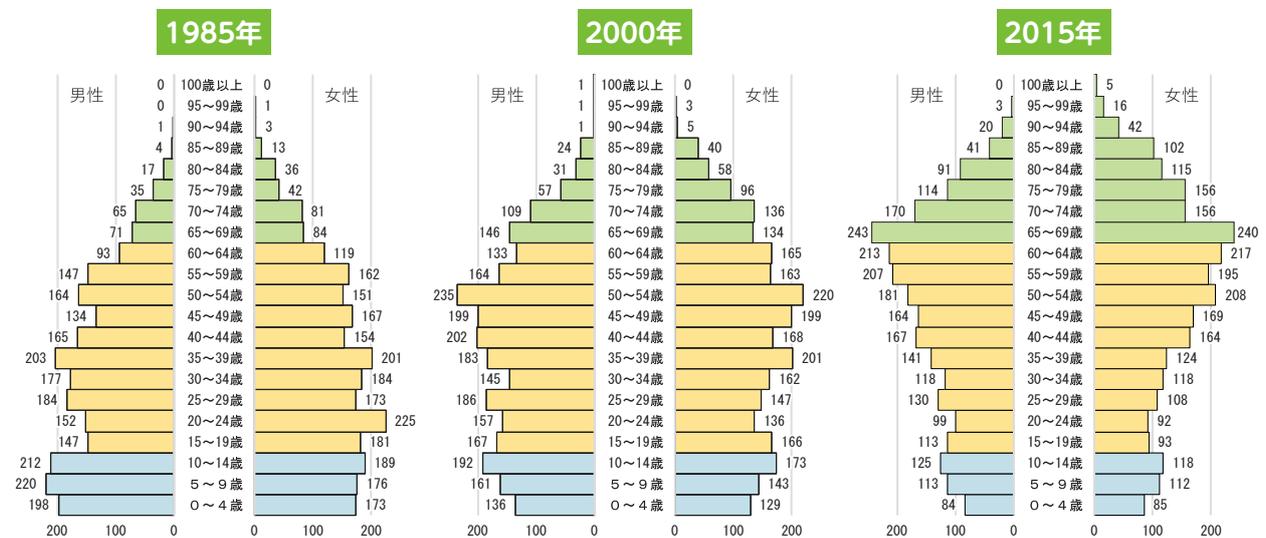
資料：「国勢調査」

②男女別・年齢別人口構成の推移

男女別・年齢別人口構成の推移をみると、昭和60（1985）年は老年人口（65歳以上）に比べ、それを支える生産年齢人口（15～64歳）が多いピラミッド型を形成していましたが、平成27（2015）年では65～69歳の人口が最も多くなっており、年齢が下がるにつれて人口が少なくなっていく壺型へと移行しています。

1人の高齢者（65歳以上）を支える現役世代（15～64歳）の人数は、昭和60（1985）年では7.2人でしたが、平成12（2000）年には4.2人、平成27（2015）年には2.0人にまで減少しています。

■男女別・年齢別人口構成の推移



資料：「国勢調査」(総務省)

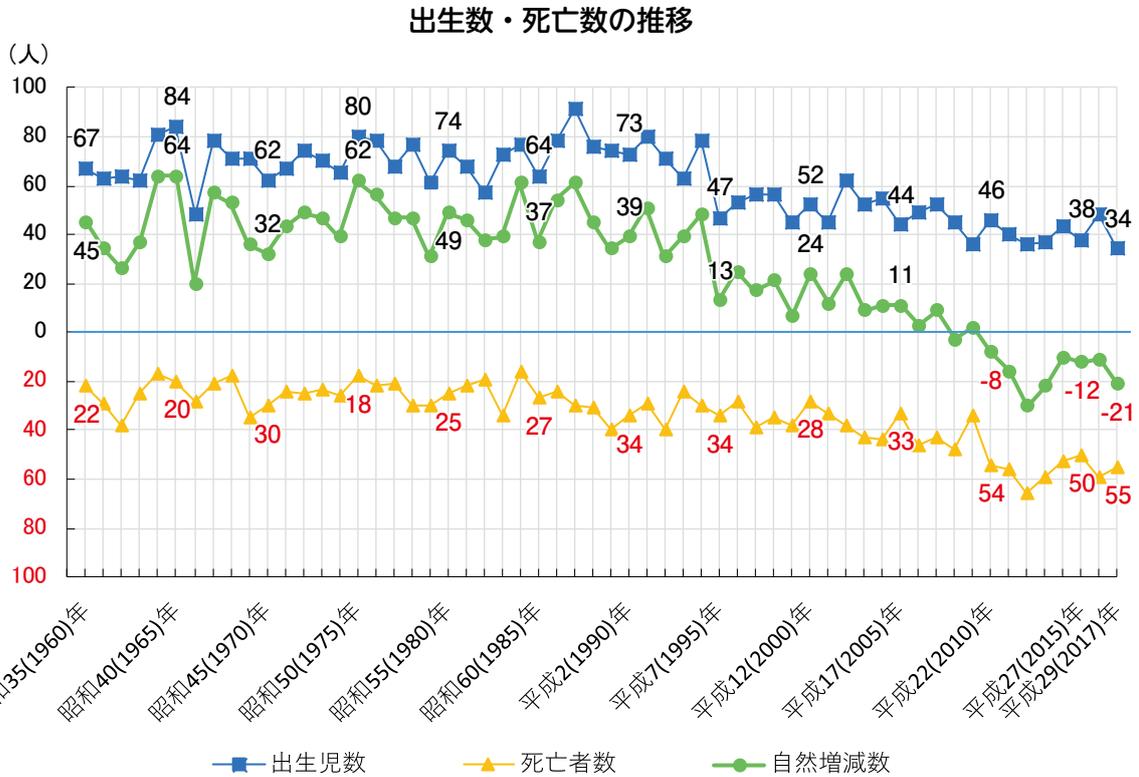
	昭和60(1985)年	平成12(2000)年	平成27(2015)年
総人口	4,904	5,274	5,208
年少人口（0～14歳）	1,168	934	637
生産年齢人口（15～64歳）	3,283	3,498	3,021
老年人口（65歳以上）	453	842	1,514

※総人口には年齢不詳を含みます。

(2) 自然増減の状況

① 出生数と死亡数の推移

自然増減の推移をみると、2005年までは、出生数が死亡数を上回る自然増で推移していました。しかし、出生数の減少が年々進み、2010年には死亡数が出生数を上回る自然減へと転じています。



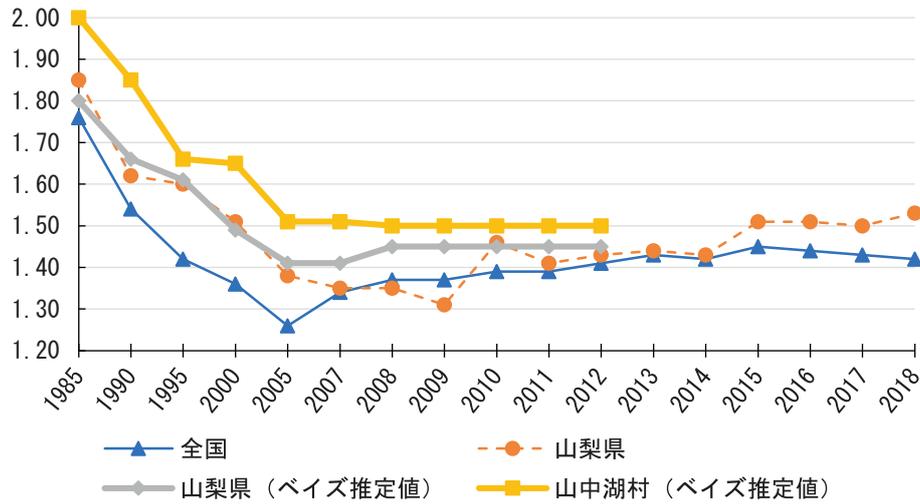
② 山中湖村及び山梨県、周辺自治体の合計特殊出生率の推移

1人の女性が一生の間に生む子どもの数を表す合計特殊出生率の推移をみると、周辺自治体では忍野村を除いたすべての自治体で減少傾向にあります。

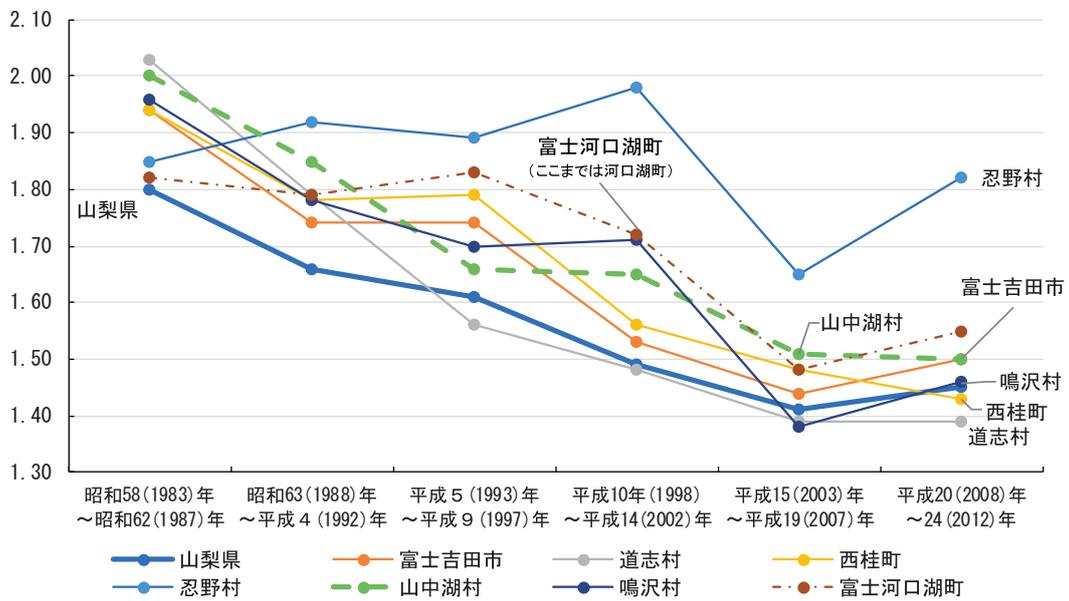
本村は、山梨県の数値よりも高く推移していますが、昭和58(1983)年～昭和62(1987)年が2.00であるのに対し、平成20(2008)年～平成24(2012)年は1.50にまで減少しています。現在の人口を維持するために必要な合計特殊出生率を示す人口置換水準は2.07であるため、本村の人口は今後も減少を続けると予測されます。

また、山梨県、忍野村、富士吉田市、鳴沢村では平成20(2008)年～平成24(2012)年の数値が平成15(2003)年～平成19(2007)年よりも回復していますが、本村は減少となっています。(市区町村別の合計特殊出生率(ベイズ推定値)は、平成20(2008)年～平成24(2012)年まで公開されています)

合計特殊出生率の推移



合計特殊出生率(ベイズ推定値)の推移

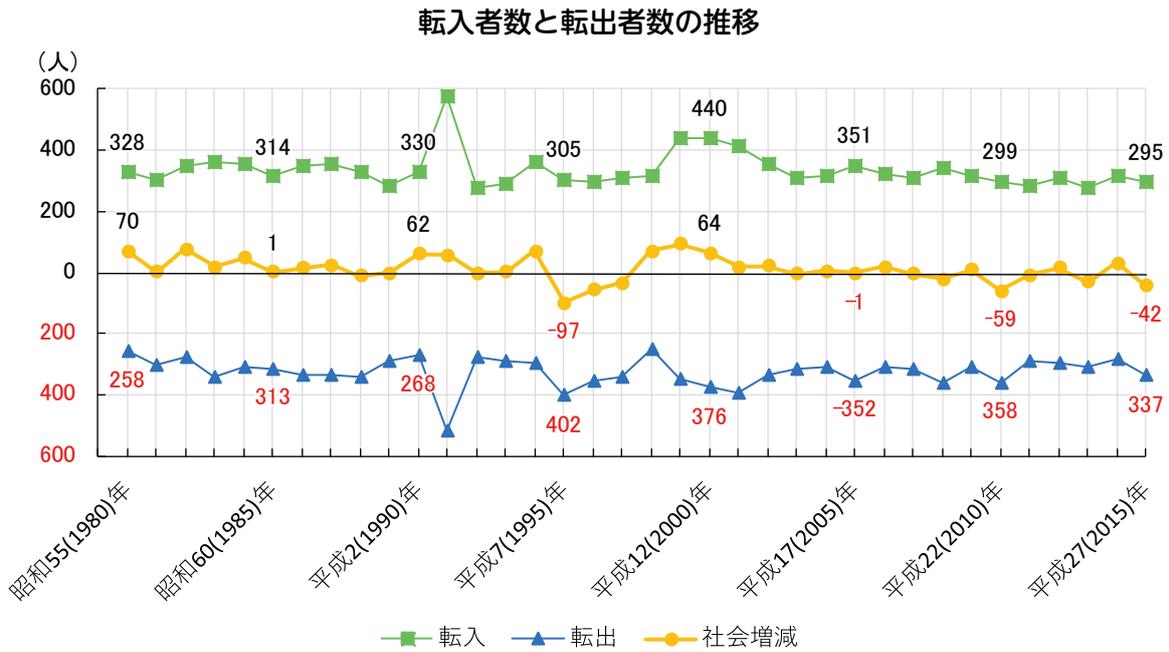


資料：「人口動態保健所・市区町村別統計」「人口動態統計」(厚生労働省)

(3) 社会増減の状況

① 転入者数と転出者数の推移

転入者数と転出者数の推移をみると、それぞれ増加と減少を繰り返して推移しており、社会増減は1980年から大きな変化はみられません。ただし、転入者数は2000年からは概ね減少傾向にあります。

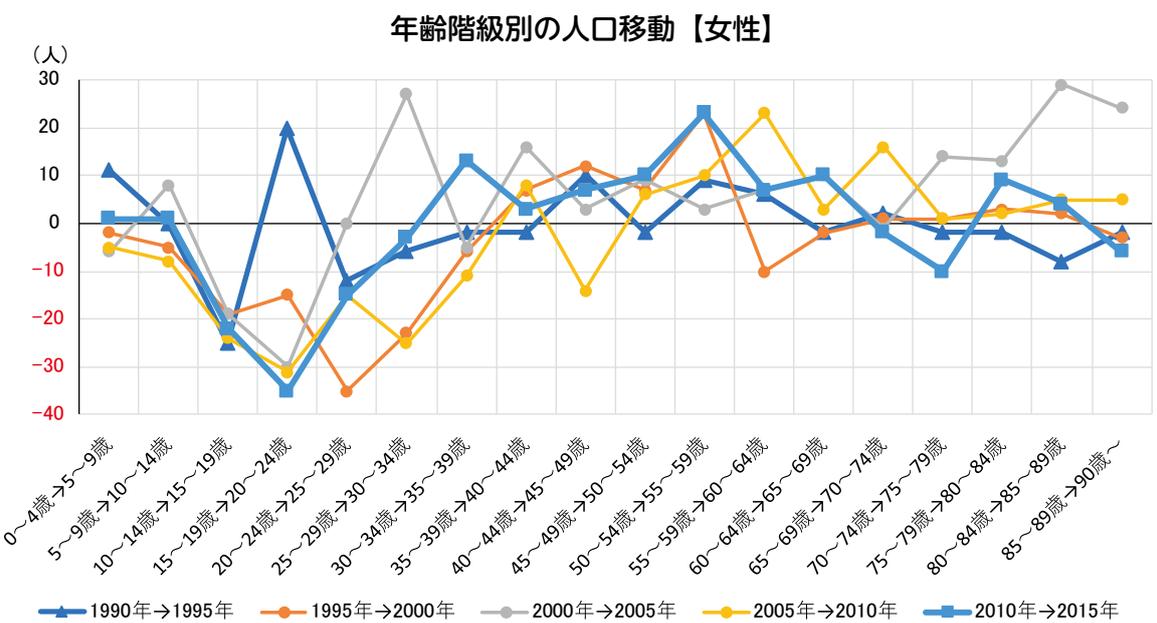
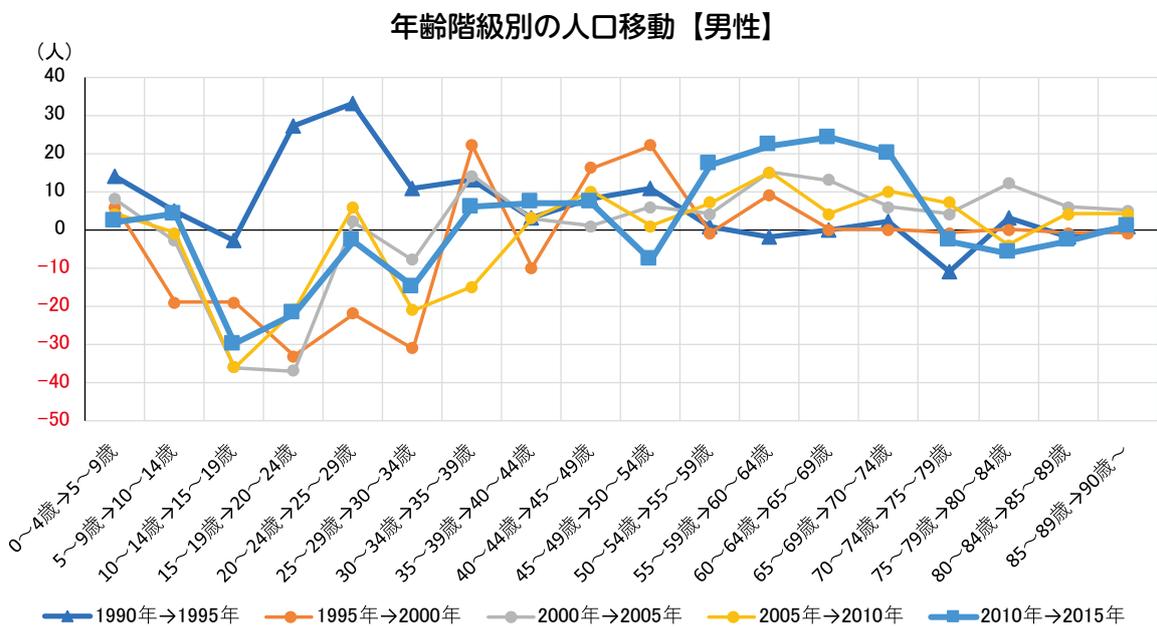


資料：「山梨県常住人口調査結果報告」(山梨県)

②男女別・年齢階級別の人口移動の状況

男性及び女性の10～14歳が15～19歳になる時の転出超過傾向は、昭和55（1980）年以降継続しています。男性の15～19歳が20～24歳になる時では、平成7（1995）年において唯一転入超過となっています。この背景には、平成5（1993）年に本村にリゾートホテルである「XIV（エクスィブ）山中湖」が開業し、就業者が増加したことがあると考えられます。女性の15～19歳が20～24歳になる時では、平成7（1995）年までは転入超過となっていました。平成7（1995）年以降は転出超過に転じています。

平成22（2010）年から平成27（2015）年の人口移動では、男性で50～54歳が55～59歳になる時から65～69歳が70～74歳になる時、女性で30～34歳が35～39歳になる時から60～64歳が65～69歳になる時が転入超過となっています。



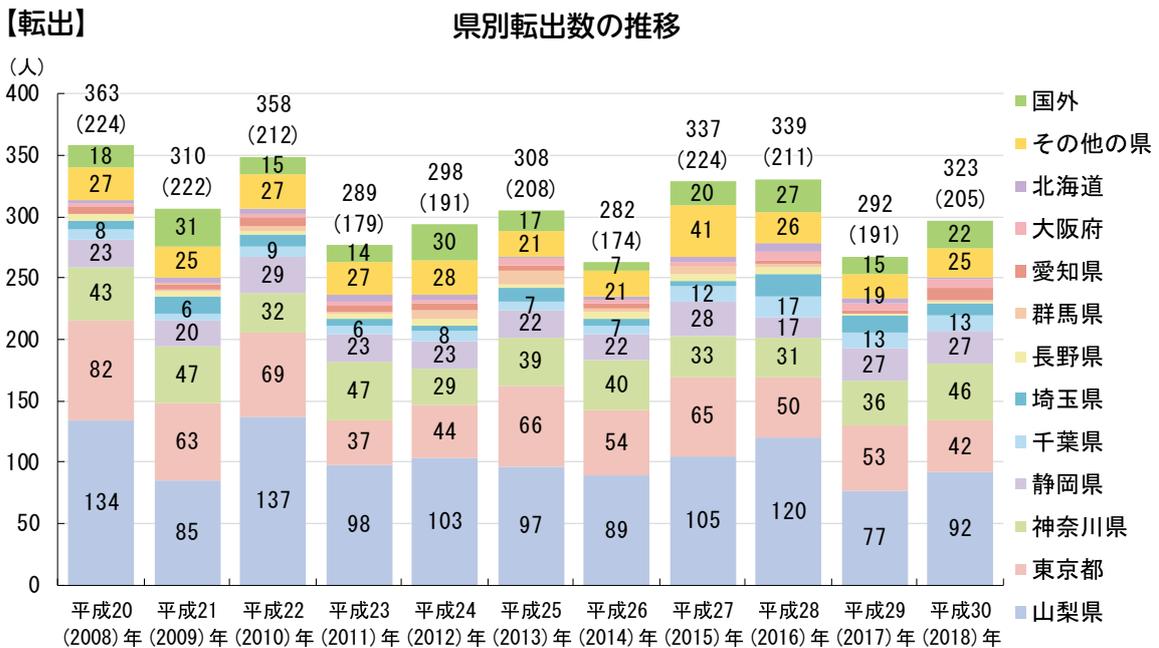
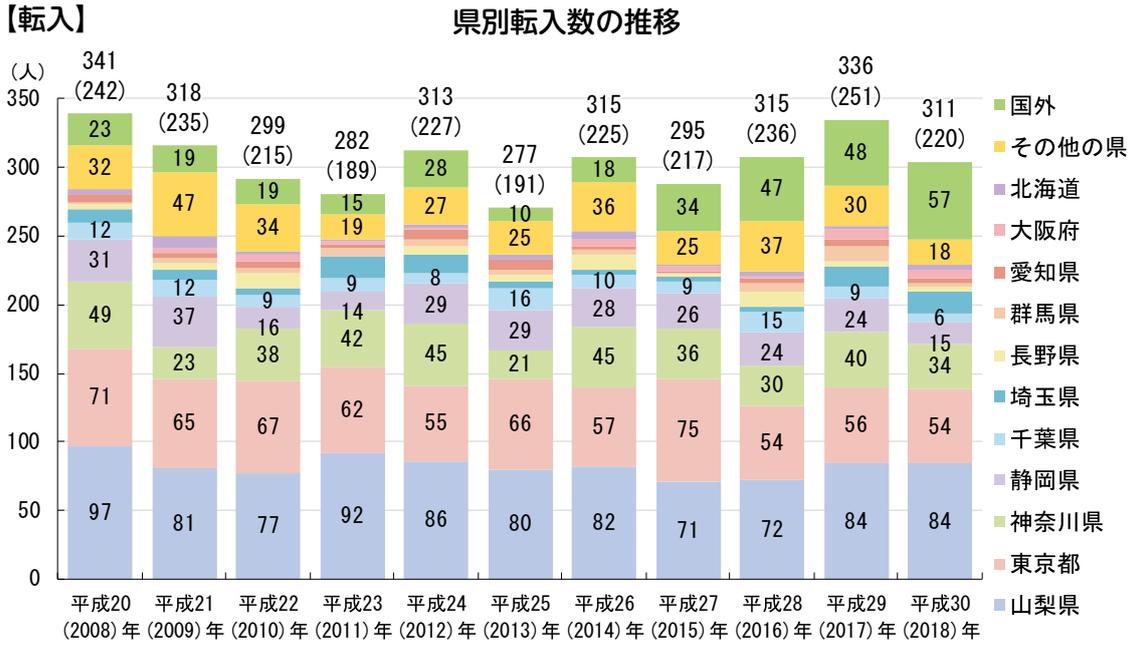
資料：まち・ひと・しごと創生本部 地域経済分析システム (RESAS)

③都道府県別人口移動状況

人口移動数は、転入・転出ともに毎年300人前後で推移しており、そのうち県外への転出は200人前後で推移しています。

都道府県別にみると、山梨県が最も多く、次いで、東京都、神奈川県、静岡県の順となっています。

■都道府県別人口移動状況〈平成20（2008）年～平成30（2018）年〉



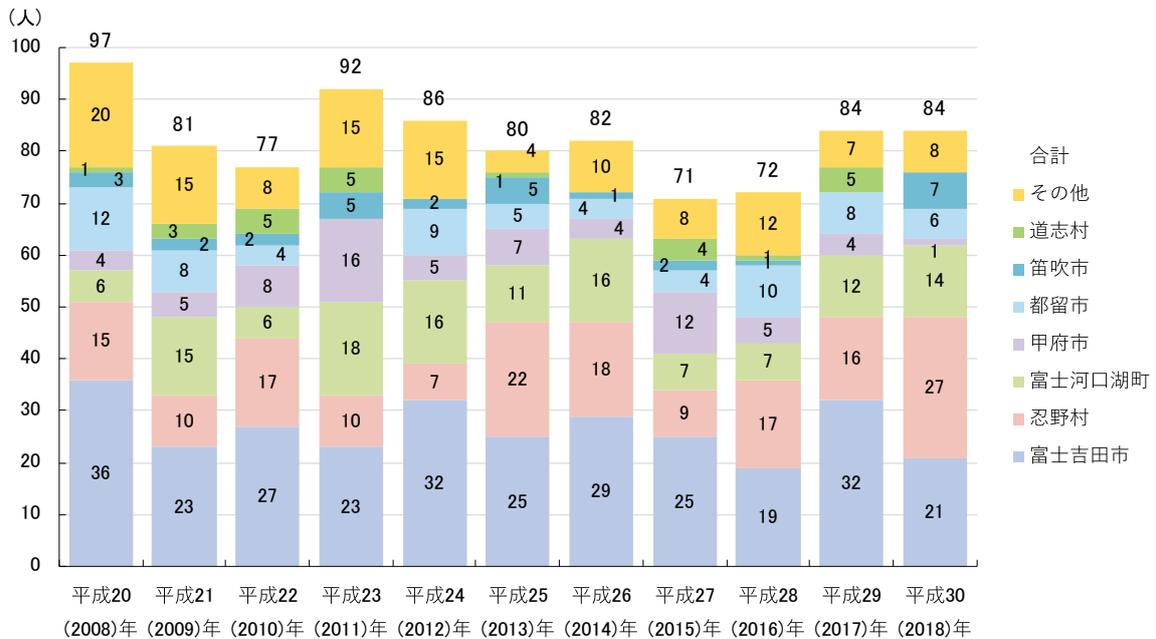
資料：「山梨県常住人口調査結果報告」(山梨県)
※()内は県外(国外含む)

④県内市町村からの（への）人口移動状況〈平成20（2008）年～平成30（2018）年〉

【転入】

平成30（2018）年の県内市町村からの転入者数は、忍野村が最も多く、次いで、富士吉田市、富士河口湖町の順となっています。

県内市区町村別転入数の推移



■県内市町村からの人口移動推移

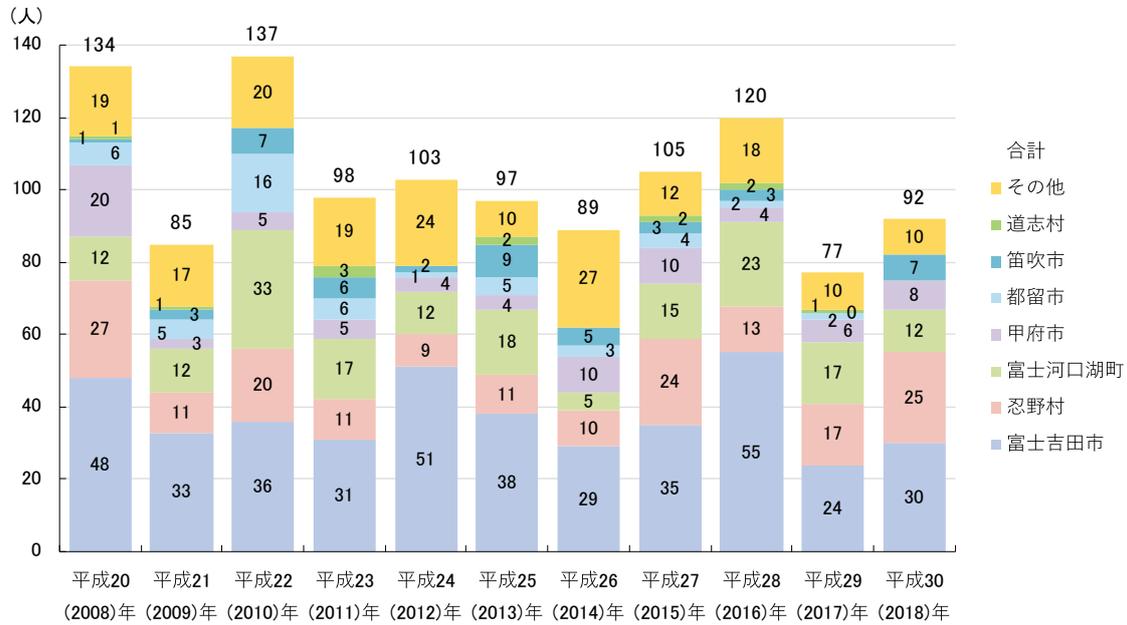
	平成20 (2008) 年	平成21 (2009) 年	平成22 (2010) 年	平成23 (2011) 年	平成24 (2012) 年	平成25 (2013) 年	平成26 (2014) 年	平成27 (2015) 年	平成28 (2016) 年	平成29 (2017) 年	平成30 (2018) 年
富士吉田市	36	23	27	23	32	25	29	25	19	32	21
忍野村	15	10	17	10	7	22	18	9	17	16	27
富士河口湖町	6	15	6	18	16	11	16	7	7	12	14
甲府市	4	5	8	16	5	7	4	12	5	4	1
都留市	12	8	4		9	5	4	4	10	8	6
笛吹市	3	2	2	5	2	5	1	2	1		7
道志村	1	3	5	5		1		4	1	5	
その他	20	15	8	15	15	4	10	8	12	7	8
合計	97	81	77	92	86	80	82	71	72	84	84

資料：「山梨県常住人口調査結果報告」(山梨県)

【転出】

県内市町村への転出者数は、富士吉田市が最も多く、次いで忍野村、富士河口湖町の順となっています。

県内市区町村別転出数の推移



■県内市町村への人口移動推移

	平成20 (2008) 年	平成21 (2009) 年	平成22 (2010) 年	平成23 (2011) 年	平成24 (2012) 年	平成25 (2013) 年	平成26 (2014) 年	平成27 (2015) 年	平成28 (2016) 年	平成29 (2017) 年	平成30 (2018) 年
富士吉田市	48	33	36	31	51	38	29	35	55	24	30
忍野村	27	11	20	11	9	11	10	24	13	17	25
富士河口湖町	12	12	33	17	12	18	5	15	23	17	12
甲府市	20	3	5	5	4	4	10	10	4	6	8
都留市	6	5	16	6	1	5	3	4	2	2	
笛吹市	1	3	7	6	2	9	5	3	3		7
道志村	1	1		3		2		2	2	1	
その他	19	17	20	19	24	10	27	12	18	10	10
合計	134	85	137	98	103	97	89	105	120	77	92

資料：「山梨県常住人口調査結果報告」(山梨県)

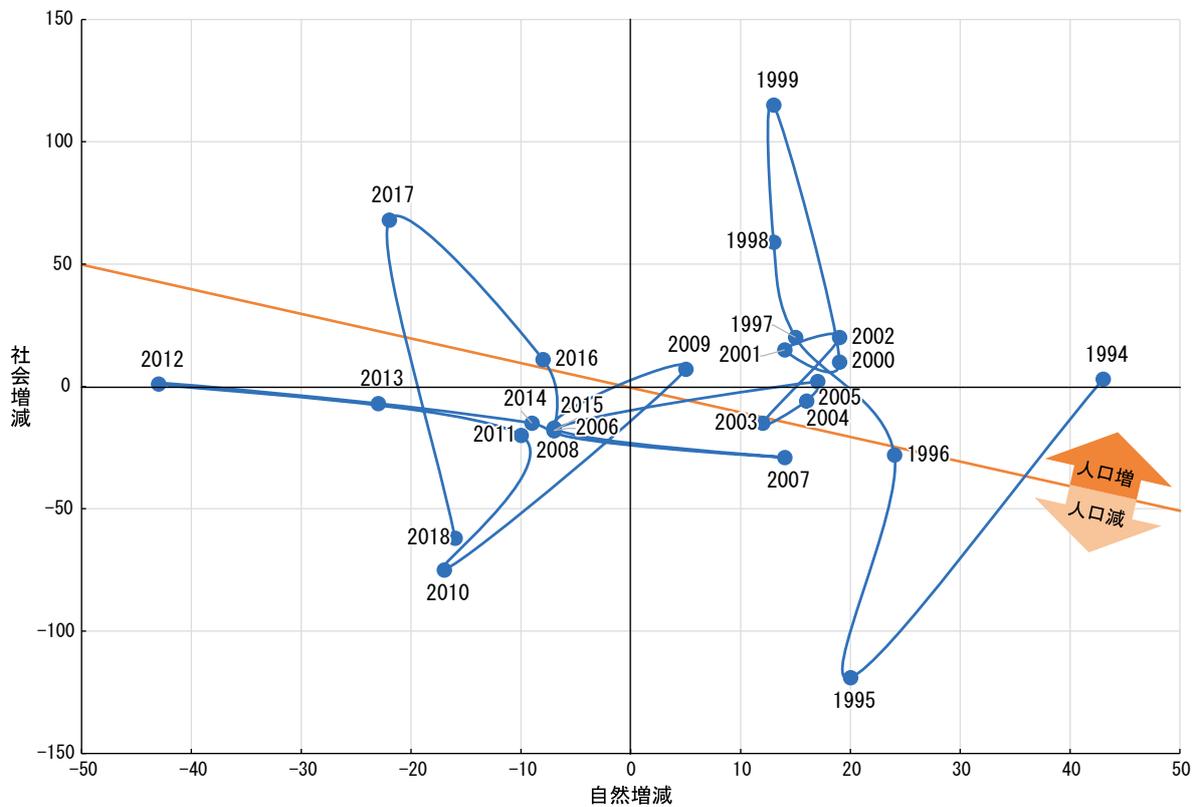
(4) 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

グラフの縦軸に社会増減、横軸に自然増減をとり、平成6（1994）年から平成30（2018）年までの値をプロットしてグラフを作成し、時間の経過を追いながら本村の総人口に与えてきた自然増減（出生数－死亡数）と社会増減（転入数－転出数）の影響を分析しました。

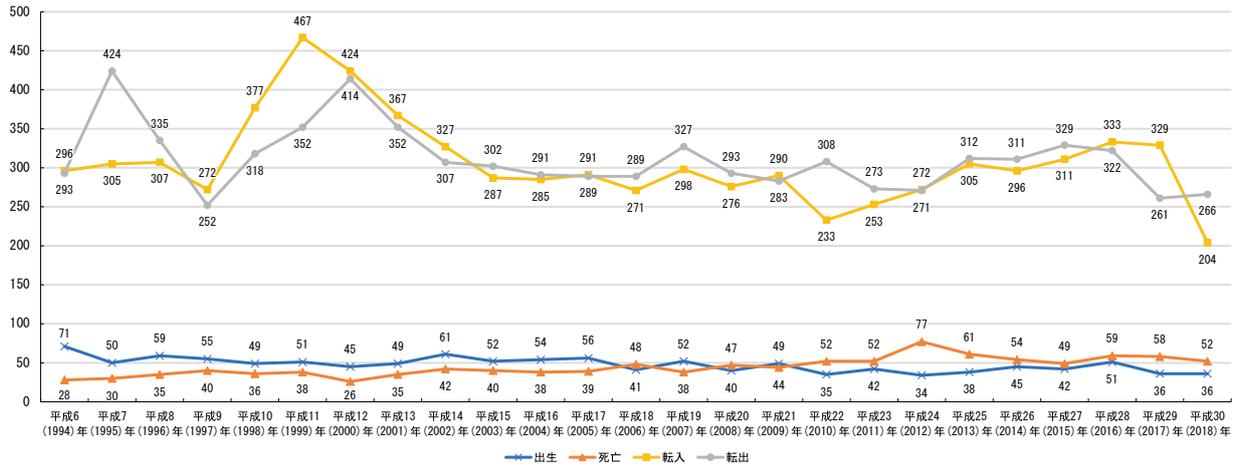
線の右上が人口の増加、左下が人口の減少を表しており、線からの距離が人口の増減の大小を示しています。

グラフをみると、本村では平成9（1997）年から平成15（2003）年を除き、平成17（2005）年まで人口増となっていました。平成18（2006）年以降は、平成21（2009）年、平成28（2016）年、平成29（2017）年を除き人口減の状況が続いています。

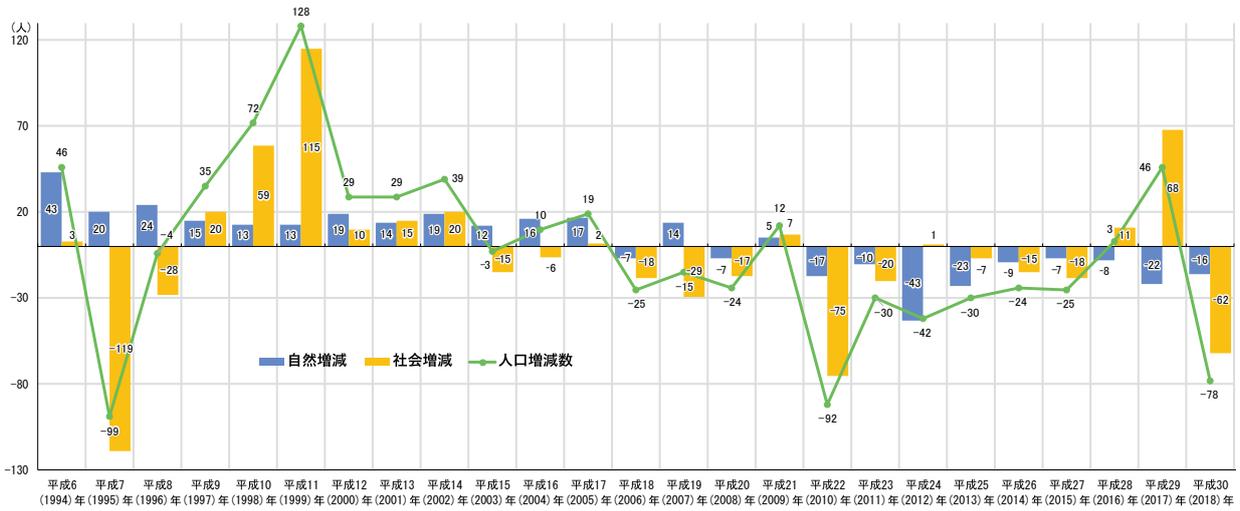
自然増減と社会増減の影響



山中湖村の人口動態の推移



山中湖村の人口増減数の推移



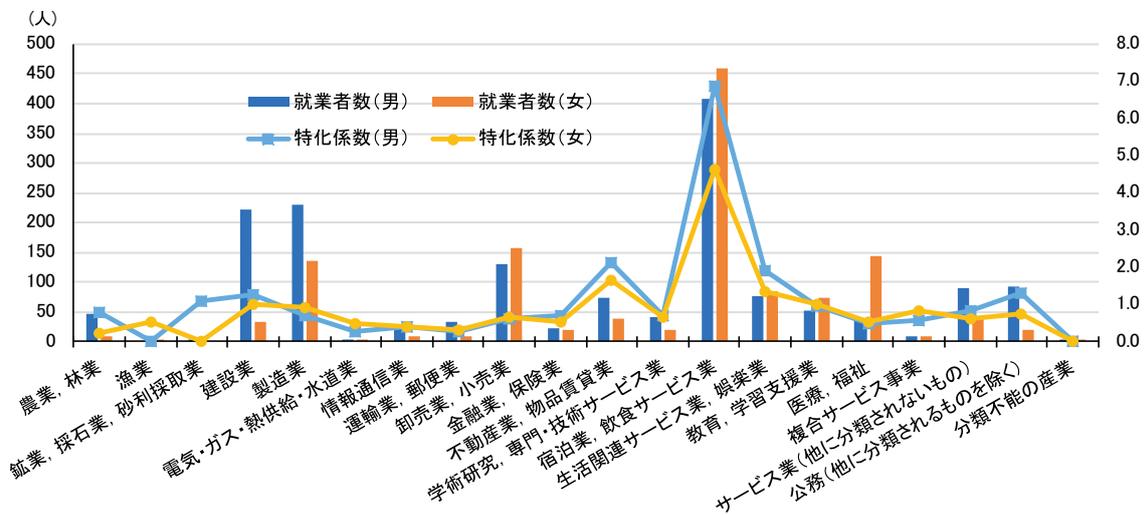
2 雇用や就労等の状況

(1) 男女別産業人口の状況

男女ともに「宿泊業、飲食サービス業」への就業者が最も多く、次いで、男性は「建設業」、「製造業」、女性は、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」の順となっています。

特化係数は、男性は「宿泊業、飲食サービス業」(6.9)、「不動産業、物品賃貸業」(2.1)、「生活関連サービス業、娯楽業」(1.9)、「建設業」(1.3)、「公務(ほかに分類されるものは除く)」(1.3)、女性は、「宿泊業、飲食サービス業」(4.6)、「不動産業、物品賃貸業」(1.7)、「生活関連サービス業、娯楽業」(1.4)となっています。

山中湖村の産業別就業者の状況



■男女別就業人口

	就業者数 (人)		特化係数	
	男	女	男	女
農業、林業	48	10	0.8	0.2
漁業	-	1	0.0	0.5
鉱業、採石業、砂利採取業	1	-	1.1	0.0
建設業	222	34	1.3	1.0
製造業	230	135	0.7	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1	0.3	0.5
情報通信業	23	9	0.4	0.4
運輸業、郵便業	33	9	0.3	0.3
卸売業、小売業	131	157	0.6	0.7
金融業、保険業	22	20	0.7	0.5
不動産業、物品賃貸業	74	39	2.1	1.7
学術研究、専門・技術サービス業	42	21	0.7	0.7
宿泊業、飲食サービス業	407	460	6.9	4.6
生活関連サービス業、娯楽業	76	84	1.9	1.4
教育、学習支援業	53	75	1.0	1.0
医療、福祉	39	143	0.5	0.5
複合サービス事業	8	8	0.6	0.9
サービス業(他に分類されないもの)	89	41	0.9	0.6
公務(他に分類されるものを除く)	93	21	1.3	0.8
分類不能の産業	3	1	0.0	0.0

※産業別特化係数 = 本町のα産業の就業者比率 / 全国のα産業の就業者比率

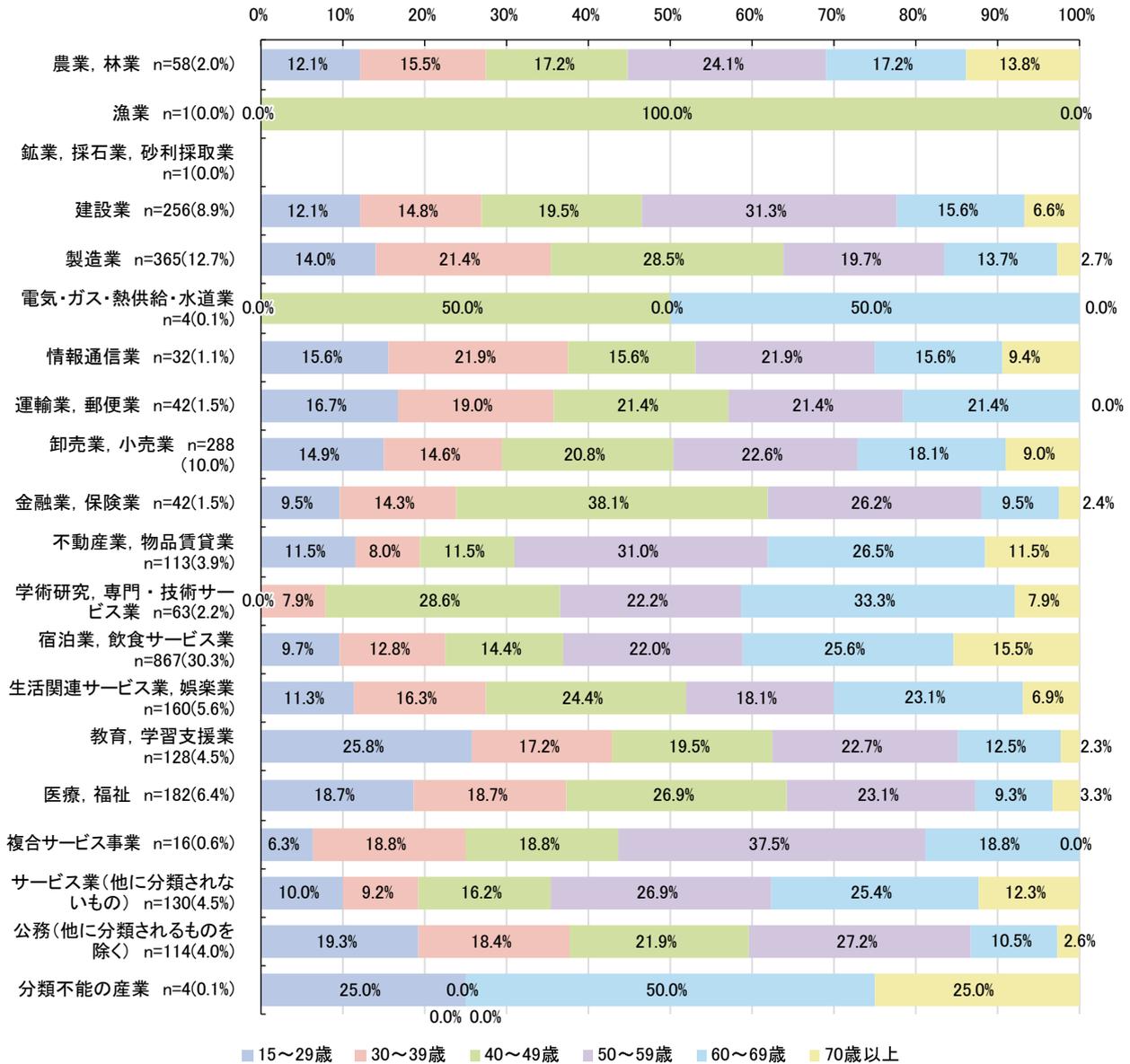
資料：平成27年国勢調査

(2) 年齢階級別産業人口割合の状況

「農業、林業」では、人数はあまり多くありませんが各年代に分かれています。

「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「不動産業、物品賃貸業」では60代以上の割合が高くなっています。一方、「教育、学習支援業」、「情報通信業」、「公務（他に分類されるものを除く）」では、30代以下の割合が高くなっています。

■年齢階級別産業人口割合の状況



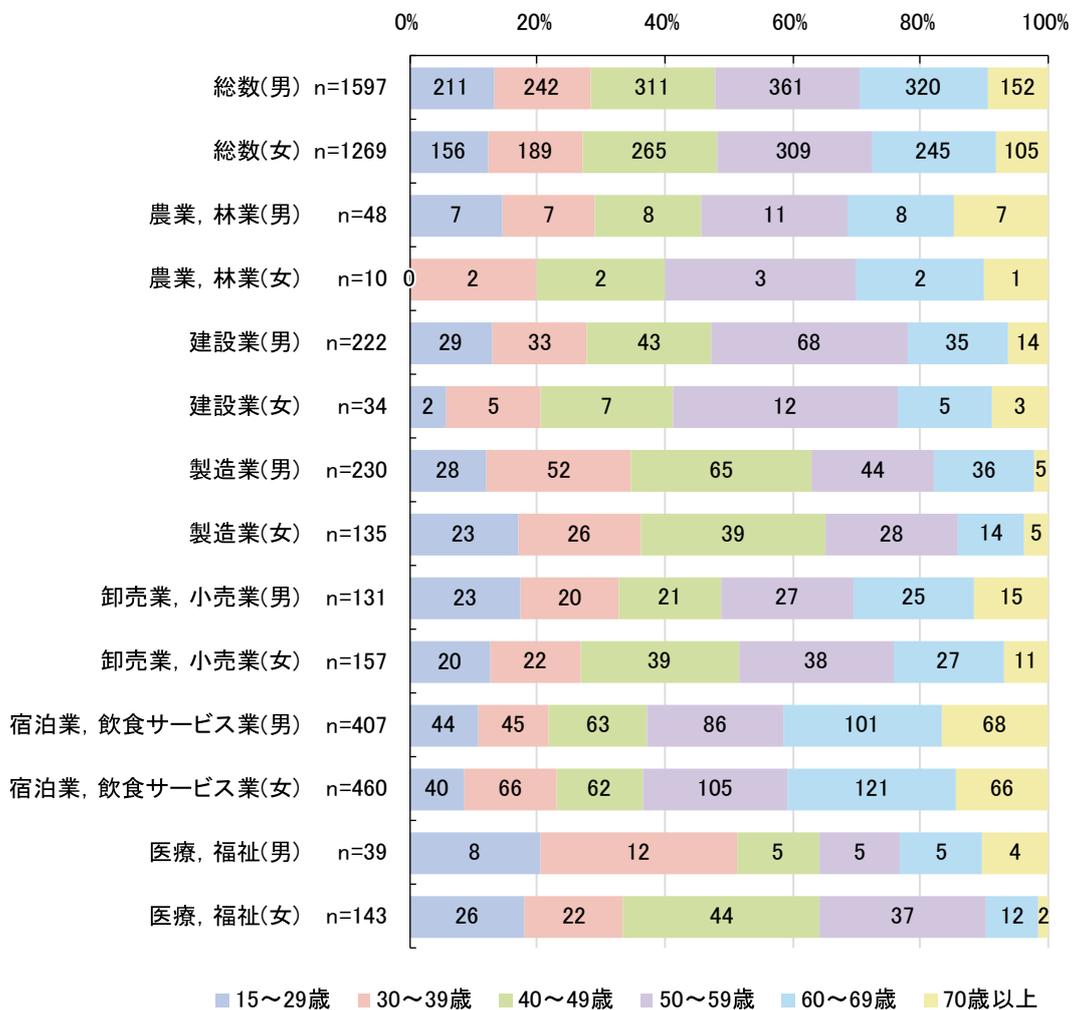
資料：「平成27年国勢調査」(総務省)

(3) 男女別・年齢階級別産業人口割合の状況

男性の就業者数が多い「宿泊業、飲食サービス業」は50代・60代の占める割合が高くなっています。「建設業」は40代・50代、「製造業」は30代・40代の占める割合がそれぞれ高くなっています。

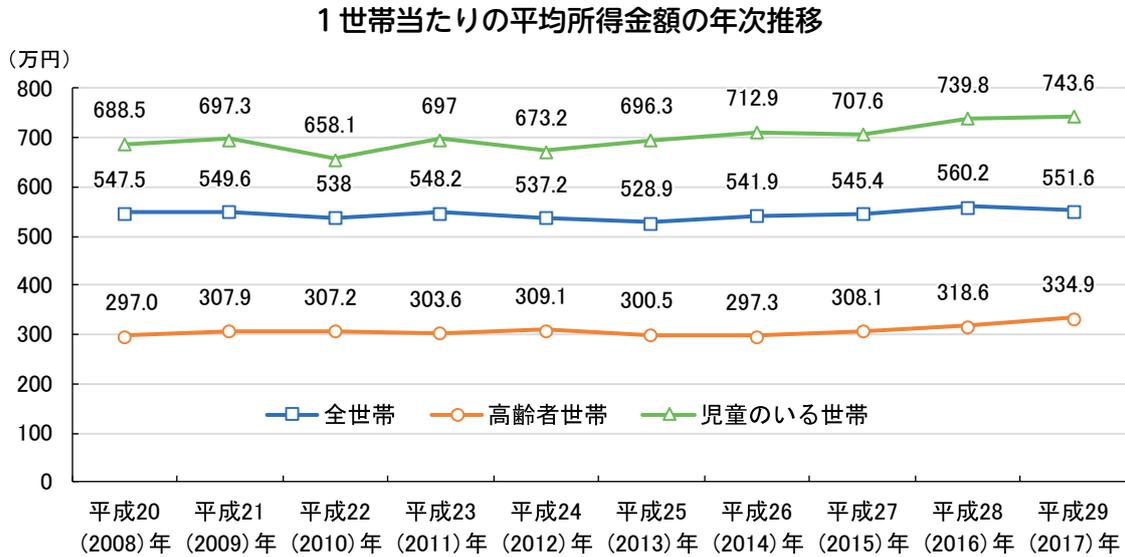
次に、女性の就業者数が多い「宿泊業、飲食サービス業」は男性同様、50代・60代の占める割合が高くなっています。「卸売業、小売業」は40代・50代、「医療、福祉」は40代・50代の占める割合が高くなっています。

■男女別・年齢階級別産業人口割合の状況



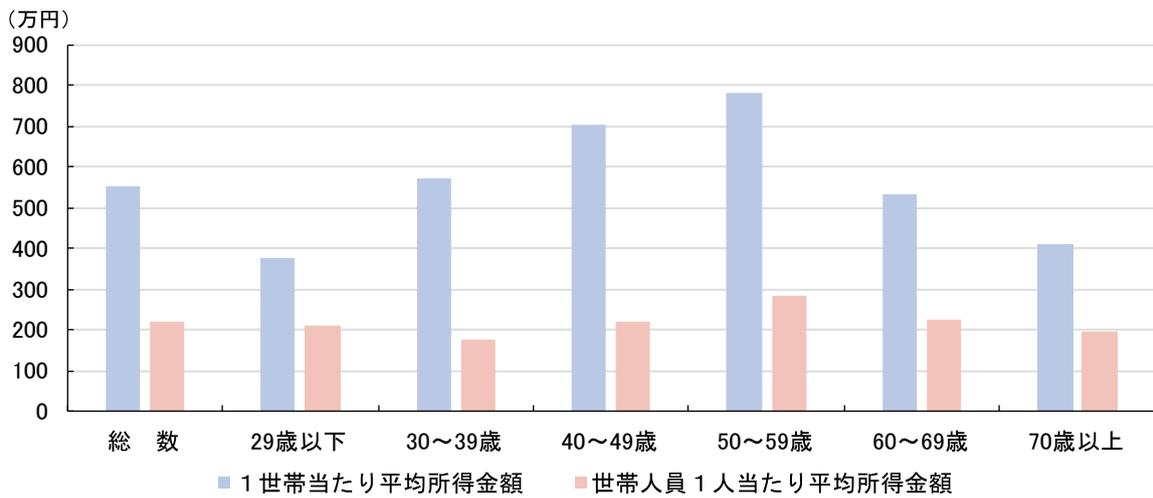
(4) 所得の状況

① 1世帯当たりの平均所得金額等（全国）



資料：「国民生活基礎調査」(厚生労働省)

世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり平均所得金額及び世帯人員1人当たり平均所得金額（2017年）

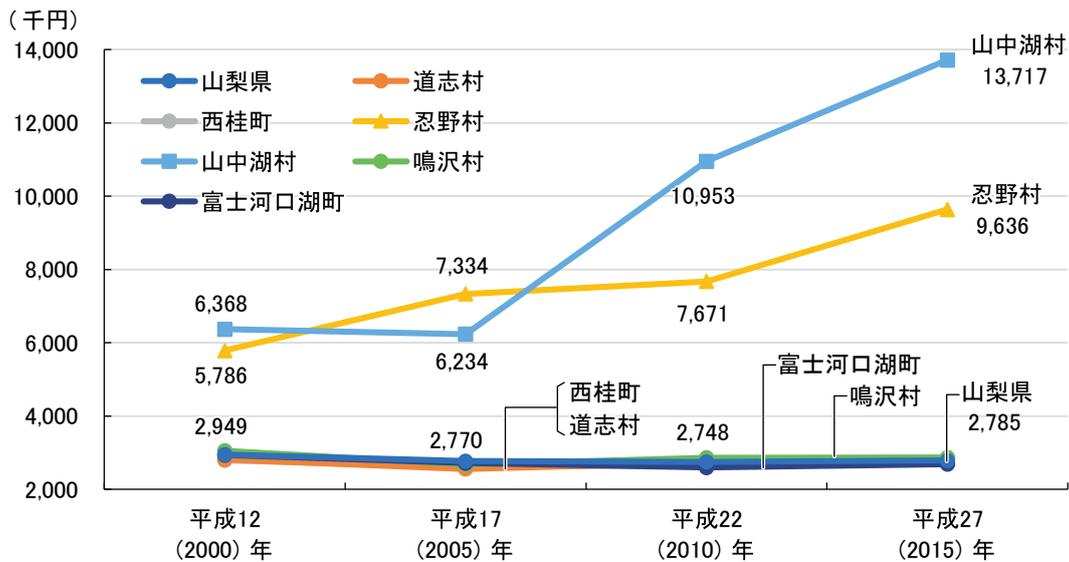


資料：平成29年国民生活基礎調査(厚生労働省)

② 1人当たり市町村民所得（南都留郡）

本村及びその周辺自治体における、1人当たりの市町村民所得をみると、本村及び忍野村が突出して高くなっています。平成27（2015）年の山梨県全体の1人当たりの市町村民所得が2,785千円であるのに対し、本村は13,717千円となっており、県内で最も高くなっています。

■ 1人当たり市町村民所得



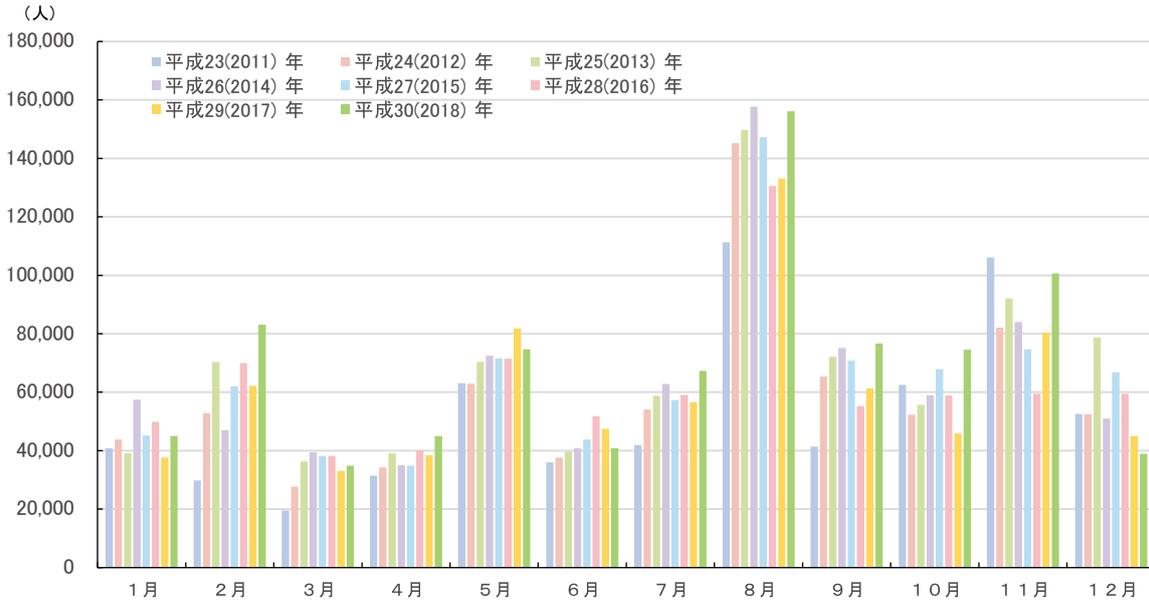
資料：「市町村民経済計算報告」(山梨県)

3 交流人口の状況

(1) 観光入込客数の状況

本村の月別の観光入込客数は、例年8月が最も多くなっています。経年比較すると、2月、6月、7月は観光入込客数が増加していますが、12月は、減少傾向にあります。

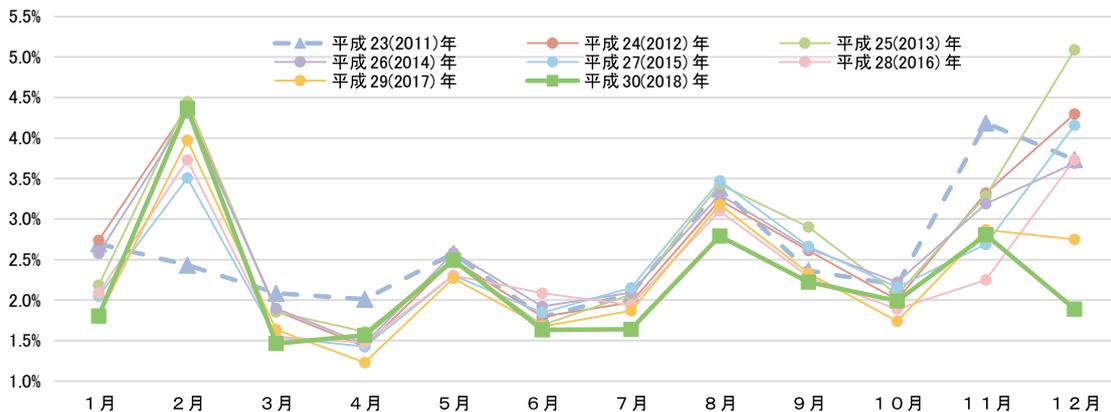
山中湖村観光入込客数（月別・実人数）



資料：「山梨県観光入込客統計調査」(山梨県)

山梨県全域における観光入込客数における本村の割合をみると、2月、8月、11月において他月よりも割合が高くなっており、2月はその割合が高くなっています。一方、11月、12月は、その割合が大幅に低くなっています。

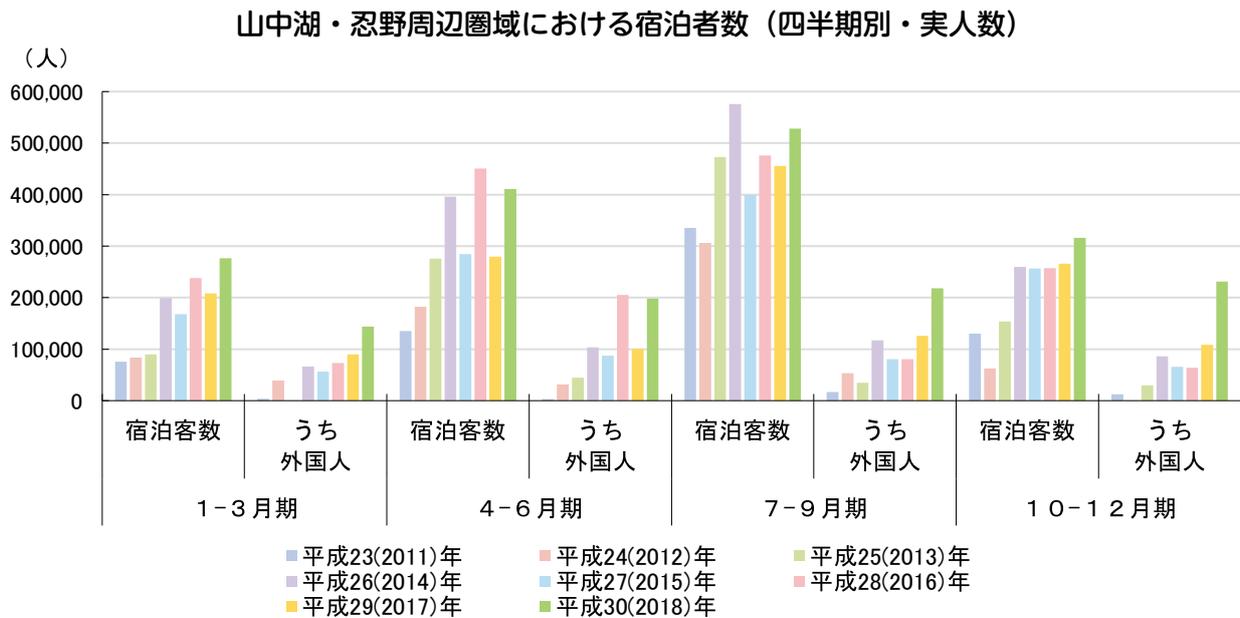
山梨県全域の観光入込客数における山中湖村の割合（月別）



資料：「山梨県観光入込客統計調査」(山梨県)

(2) 宿泊者数の状況

山中湖・忍野周辺圏域における宿泊者数は、第3四半期である7～9月が最も多くなっています。経年比較をすると、平成26（2014）年以降10～12月期を除いて年ごとに増減を繰り返しています。一方、外国人宿泊者数は平成27（2015）年4～6月期の大幅増と平成28（2016）年4～6月期の大幅減を除き増加傾向が継続し、四半期ごとの人数のばらつきも少なくなっています。



資料：山梨県観光入込客統計調査

第3章 山中湖村の将来人口推計

1 将来人口推計

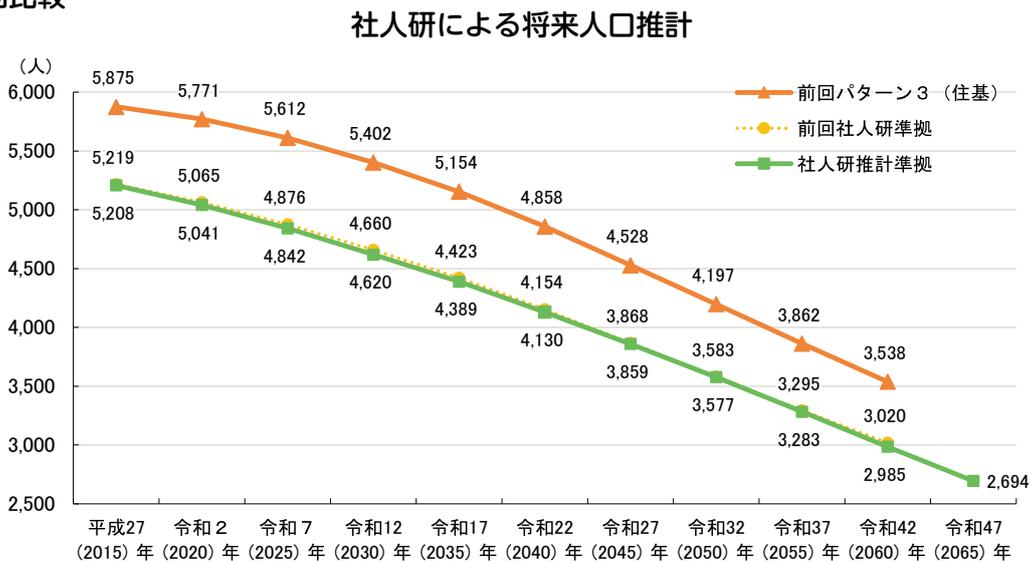
(1) 第1期人口ビジョンの推計との比較

社人研推計準拠では、前回との差はほとんど見られず、令和22（2040）年には平成27（2015）年の人口から約1,078人減少して4,130人に、さらに令和47（2065）年には約2,514人減少して2,694人になると推計されています。

前回社人研準拠との比較では、令和22（2040）年で▲24人、令和42（2060）年で▲35人となっています。

そして、前回の推計（住民基本台帳）との比較では、令和22（2040）年では728人の減少、令和42（2060）年では約1,495人減少すると推計されます。

■前回比較



■社人研推計準拠

- 主に平成22（2010）年から平成27（2015）年の人口の動向を勘案し将来の人口を推計。
- 移動率は、最近の傾向が今後も続くものと仮定。

【出生に関する仮定】

- 原則として、平成27（2015）年の全国の子ども女性比（15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比）と各市町村の子ども女性比との比をとり、その比が令和2（2020）年以降令和22（2040）年まで一定として市町村ごとに仮定。

【死亡に関する仮定】

- 原則として、55～59歳→60～64歳以下では、全国と都道府県の平成22（2010）年→平成27（2015）年の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市町村に対して一律に適用。
60～64歳→65～69歳以上では、上述に加えて、都道府県と市町村の平成17（2005）年→平成22（2010）年の生残率の比から算出される生残率を市町村別に適用。
- なお、東日本大震災の影響が大きかった地方公共団体については、その影響を加味した率を設定。

【移動に関する仮定】

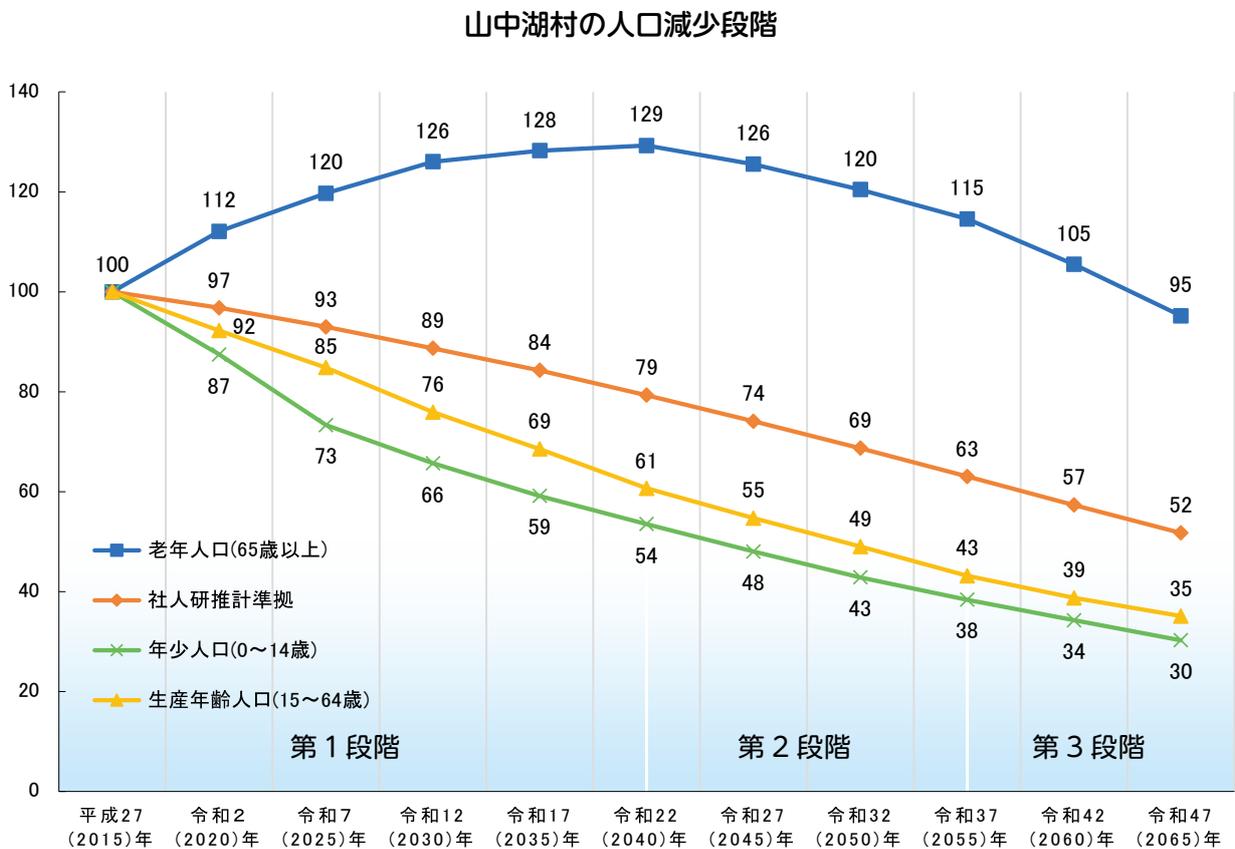
- 原則として、平成22（2010）～平成27（2015）年の国勢調査（実績）に基づいて算出された純移動率が、今後も続くものと仮定。

(2) 社人研推計準拠に基づく人口減少段階の分析

人口減少段階は、以下の3段階を経て進行するといわれています。若年人口は減少するものの、老年人口は増加する時期が「第1段階」、若年人口の減少が加速化するとともに、老年人口が維持から微減へと転じる時期が「第2段階」、そして若年人口の減少が一層加速化し、老年人口も減少していく時期が「第3段階」とされています。

現在、本村の総人口はすでに減少傾向ですが、老年人口は令和22（2040）年までは増加する見込みで、「第1段階」であるといえます。老年人口は令和22（2040）年以降令和37（2055）年までは微減傾向へなることから、令和22（2040）年から令和37（2055）年までが第2段階。令和37（2055）年以降は老年人口の減少も加速化し、第3段階に入っていくと推測されます。

■平成27（2015）年の人口を100とした時の総人口及び年齢3区分別の将来人口



(3) 将来人口の推計と自然増減・社会増減の影響度から対応方策の分析

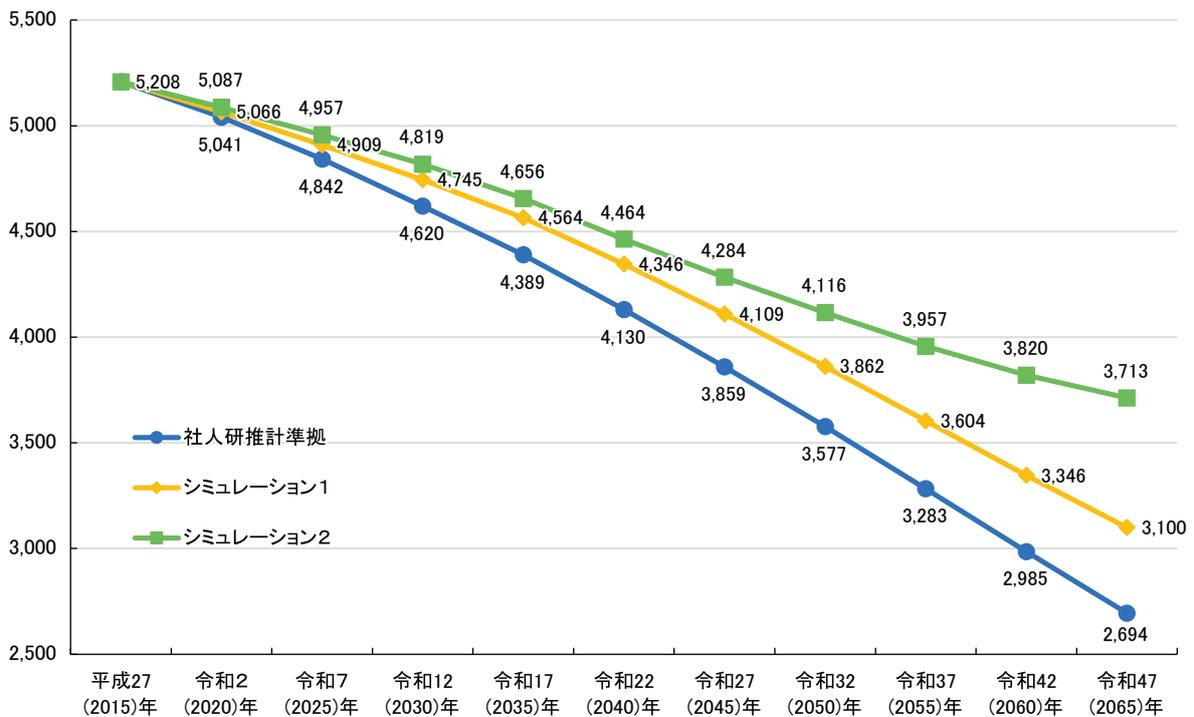
将来人口の推計では、合計特殊出生率が人口置換水準まで上昇する場合と、それに加えて社会増減が均衡する場合を仮定して行っています。

シミュレーション1（合計特殊出生率上昇）では令和22（2040）年の推計値を社人研推計準拠と比較すると、約210人上回ります。

シミュレーション2（シミュレーション1 + 移動均衡）でも、令和22（2040）年には平成27（2015）年の人口から約744人減少して4,464人に、さらに令和47（2065）年には約1,495人減少して3,713人になると推計されています。

この将来人口推計から、自然増減・社会増減がどの程度人口に影響を及ぼすのか分析を行い、対応策を検討しています。

山中湖村の人口推計シミュレーション



■シミュレーション1

社人研推計準拠において、合計特殊出生率が令和12（2030）年までに人口置換水準程度（2.1程度）まで上昇すると仮定した場合のシミュレーション。

■シミュレーション2

シミュレーション1に加え、(直ちに) 移動（純移動率）がゼロ（均衡）になることを仮定した場合のシミュレーション。

■自然増減・社会増減の影響度の分析

分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度 ^{*1}	シミュレーション1の2045年推計人口 = 4,109人 社人研推計準拠の2045年推計人口 = 3,859人 ⇒ 4,109人/3,859人 = 1.065 (106.5%)	3
社会増減の影響度 ^{*2}	シミュレーション2の2045年推計人口 = 4,284人 シミュレーション1の2045年推計人口 = 4,109人 ⇒ 4,284人/4,109人 = 1.043 (104.3%)	2

^{*1} 自然増減の影響度 = シミュレーション1の総人口/社人研推計準拠の総人口の数値に応じて5段階に整理
(5段階評価 1:100%未満、2:100%~105%未満、3:105%~110%未満、4:110%~115%未満、5:115%以上)

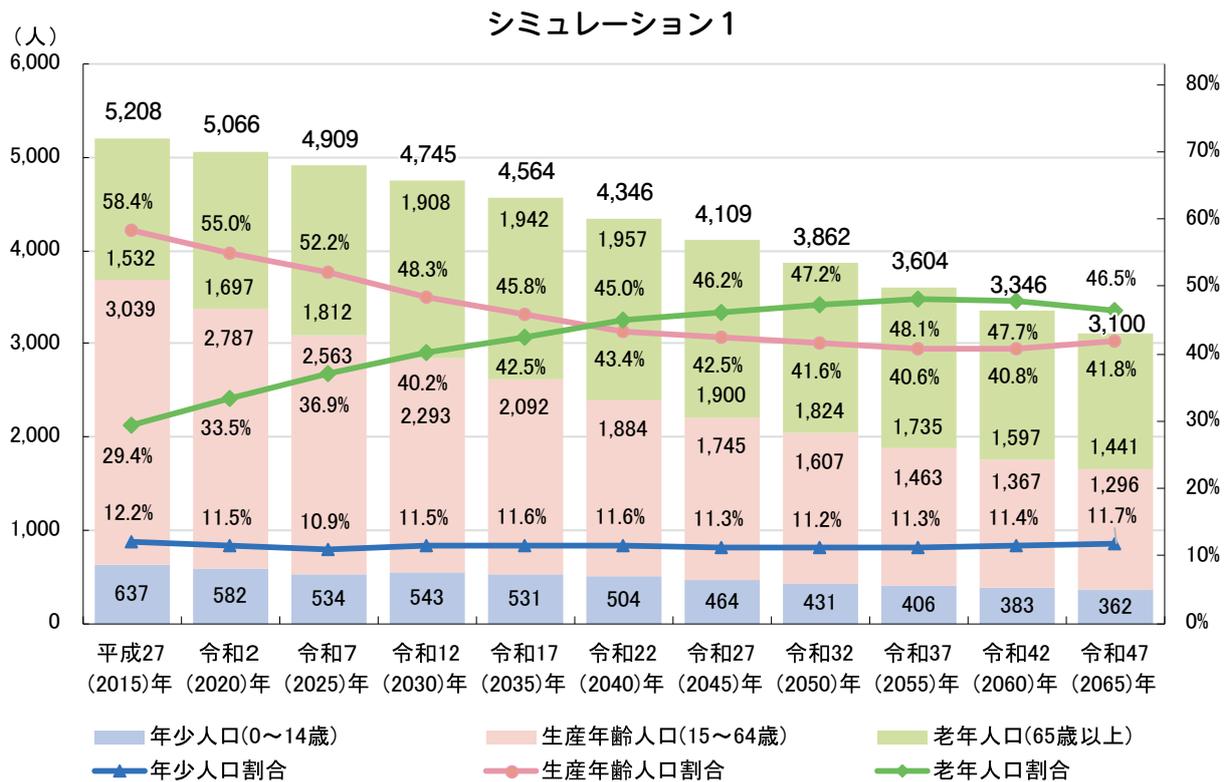
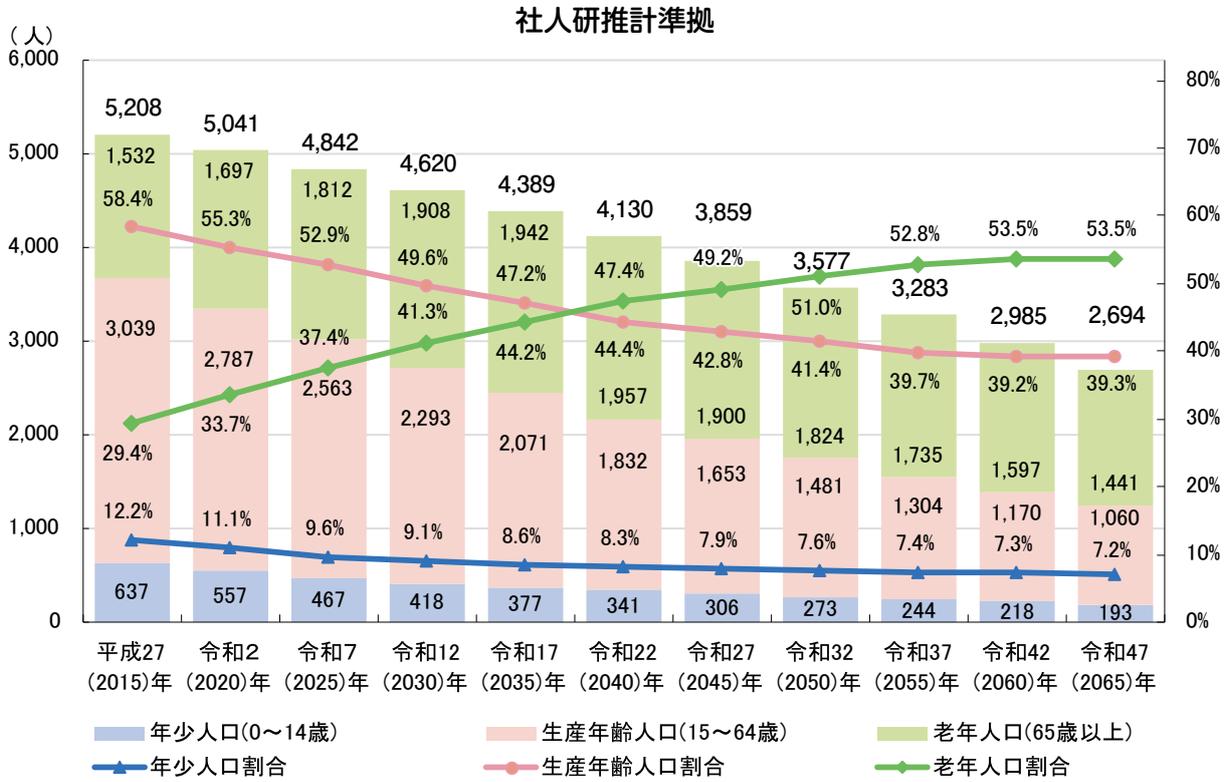
^{*2} 社会増減の影響度 = シミュレーション2の総人口/シミュレーション1の総人口の数値に応じて5段階に整理
(5段階評価 1:100%未満、2:100%~110%未満、3:110%~120%未満、4:120%~130%未満、5:130%以上)

この分析では、自然増減の影響度は「3 (106.5%)」、社会増減の影響度は「2 (104.3%)」となっており、本村の人口減少対策としては、自然増を重視した施策の検討が必要であるといえます。

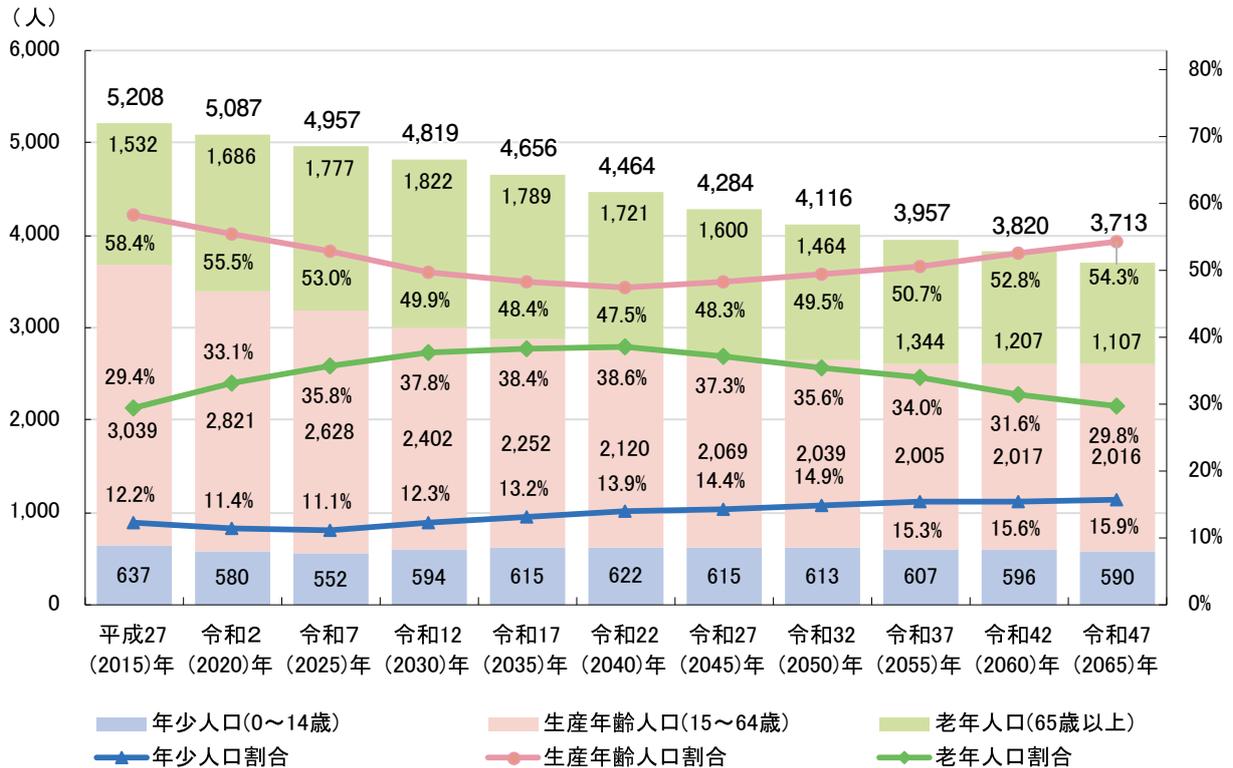
(4) 人口構造の分析

ここからは、総人口の推計結果から、その場合の人口構造をみてみます。

■年齢3区分別人口割合の推移



シミュレーション2



社人研推計準拠に基づく年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は、平成27（2015）年のから減少を続け、令和47（2065）年には年少人口は637人（12.2%）から193人（7.2%）、生産年齢人口は3,039人（58.4%）1,060人（39.3%）まで減少します。他方、老年人口割合は年々増加し、令和22（2040）年に生産年齢人口割合を上回り、令和47（2065）年には1,532人（29.4%）から1,441人（53.5%）となる見込みとなっています。

シミュレーション1では、年少人口は減少を続けますが、その割合は令和7（2025）年に10.9%まで落ち込みますが、令和12（2030）年には11.5%となり、その後は11%台で推移します。生産年齢人口も減少を続けますが、その割合の低下は令和22（2040）年以降緩やかになり、令和42（2060）年以降上昇に転じます。老年人口も同様に減少を続けますが、その割合は令和37（2055）年の48.1%をピークに減少しています。

シミュレーション2では、年少人口とその割合は令和7（2025）年まで減少し522人（11.1%）となりますが、その後、令和32（2050）年まで増加しますが、その後、減少に転じます。老年人口割合は、令和17（2035）年の38.4%をピークに減少に転じ、令和42（2060）年には31.6%になる見込みとなっています。

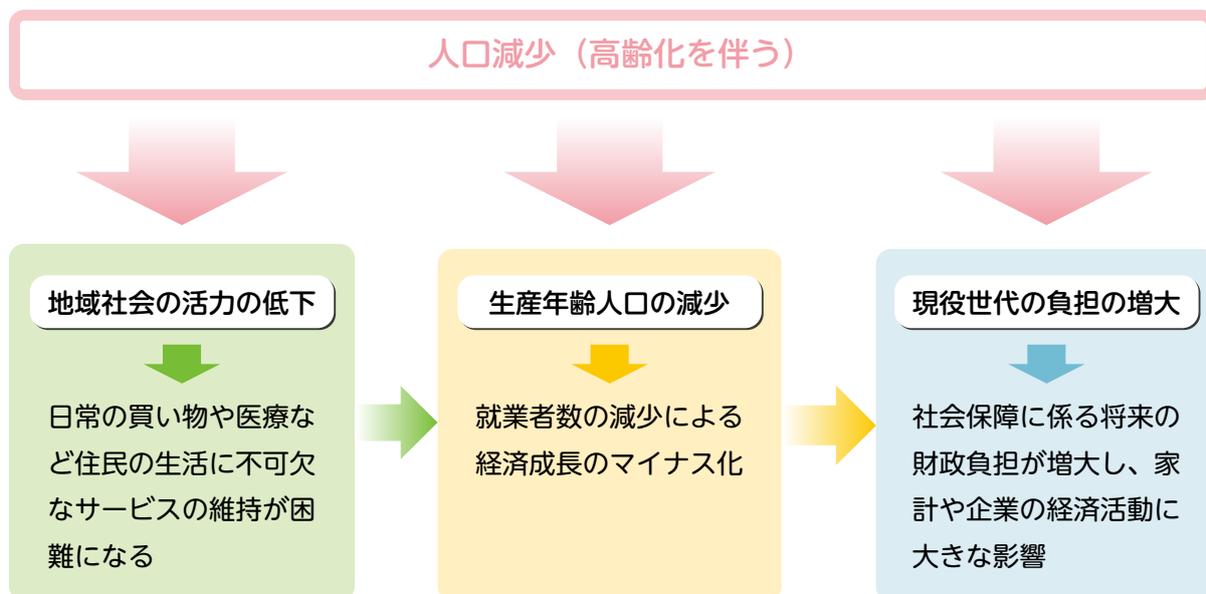
2 人口減少が地域の将来に与える影響

国土交通省が平成26（2014）年7月に発表した、「国土のグランドデザイン2050～対流促進型国土の形成」では、人口減少がこのまま進むと、令和32（2050）年には、現在人が住んでいる居住地域のうち6割以上の地域で人口が半分以下に減少し、さらに、そのうち2割の地域では無居住化すると推計されています。地域社会の活力の低下が懸念されるとともに、特に過疎地域においては、日常の買い物や医療等、地域住民の生活に不可欠な生活サービスをどうやって確保していくかが、周辺集落を含め地域全体を維持する上で大きな課題となってきます。

人口減少は、その過程において必然的に高齢化を伴います。高齢化によって総人口の減少を上回る生産年齢人口の減少が生じ、就業者数の減少に繋がります。その結果、総人口の減少以上に経済規模が縮小し、一人当たりの国民所得が低下する懸念があります。就業者数の減少により生産性が停滞した状態が続けば、経済成長率はマイナス成長に陥ることが見込まれており、人口減少によって経済規模の縮小が始まれば、それがさらなる縮小を招くという「縮小スパイラル」に陥るリスクがあります。

また、人口減少に伴う急速な少子高齢化は、現役世代の負担を増大させ、保険、年金、医療、介護等の社会保障にかかる将来の財政負担はますます大きくなり、家計や企業の経済活動に大きな影響を与えることとなります。

人口減少とそれに伴う少子高齢化の影響は、地域産業にも及び、就業者数の全体的な減少が企業の撤退等につながり、地域の労働市場が縮小していくことが考えられます。



3 まとめ ～地方創生における人口ビジョン～

日本では、地方から人口が流出し続けており、その結果、地方の経済的・社会的な基盤が失われ、地域の持続性が問われるようになっていきます。

こうした我が国の現状を鑑み、本村が目指す将来の人口ビジョンは、将来において訪れる可能性の高い、人口減少を抑制するための施策を推進し、人口減少と地域経済縮小の克服、「しごと」と「ひと」の好循環とそれを支える「まち」の活性化の確立を目指すことです。

人口構造の転換には長い年月と長期的な視野が必要です。人口減少対策への施策が出生率向上に結びつき、成果が出るまでには、仮に出生率が人口置換水準まで向上しても、人口が安定して推移するようになるまでにはさらに時間を必要とします。しかし、対策ができるだけ早く講じられ、出生率が早く向上すれば、その後の出生数は増加し、将来人口に与える効果は大きくなります。

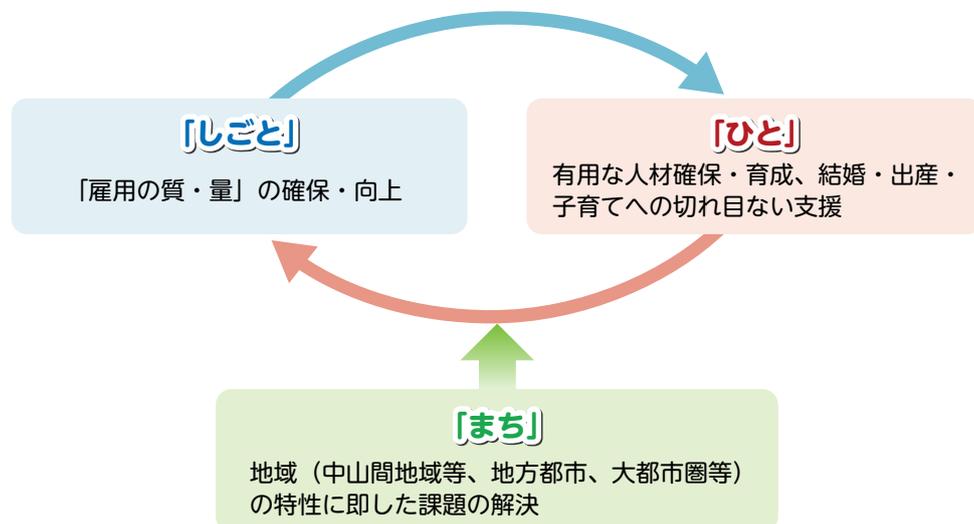
また、出生率が向上したとしても、今後数十年間の出生数を決める若年層の人口が減少し続けることになれば、将来の人口減少を止めることは困難になります。そのためにも、地域の活力を向上させ、若い世代が集まり、安心して働き、希望どおり結婚し、子どもを生き育てることのできる地域社会を実現し、本村の将来を担う人材を呼び込み、また、流出させない取組も必要となってきます。

本村では、国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率と同程度の目標を目指し、令和12(2030)年までに人口置換水準(人口を長期的に一定に保てる水準)の2.1を達成し、以降は2.1の維持を目標に人口減少対策の施策を進めていきます。

また、10代前半～20代前半の年齢層で人口流出が多くなっている本村の現状を改善し、若い世代の就労の希望を実現するための雇用環境の創出を図るとともに、安心して子育てができる環境も引き続き整え、若年層、子育て世代の社会増を図り、村全体での社会増を図ることを目標とします。

そして、令和42(2060)年には3,400人程度の人口を維持するため、村民、行政が一丸となって人口減少対策に取り組めるよう、各施策を推進していきます。

「しごと」と「ひと」の好循環、それを支える「まち」の活性化



第2編

地方創生総合戦略



第1章 第2期地方創生総合戦略策定にあたって

1 国の総合戦略策定の背景と目的

(1) 国の第2期総合戦略の趣旨

地方創生は、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としています。

第1期「総合戦略」では、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」及び「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」を4つの基本目標とし、取組を進めてきました。

この間、国においては、地方経済も含めた日本経済の成長戦略をはじめ、一億総活躍、働き方改革、人生100年時代等の取組を通じて、一人ひとりが自らのライフスタイルに応じて、潤いのある充実した人生を送るための環境づくりを積極的に進めてきています。

また、地方においては、農業、製造業、観光等の地域産業の振興や大学・企業の連携によるイノベーションの創出・人材育成をはじめ、コンパクトシティ、小さな拠点等による安心して生活ができる地方をつくるための様々なプロジェクトが展開されてきました。

こうした中で、若い世代が地方に住まい、起業をすることで、人生の新たな可能性を探る動きが芽生え、また、副業・兼業や、サテライトオフィスなどの多様な働き方や社会貢献活動などを通じて、継続して地域との関わりを持つ動きも見られるところです。

第2期「総合戦略」においては、この5年間で進められてきた施策の検証を行い、優先順位も見極めながら、「継続は力なり」という姿勢を基本にし、地方創生の目指すべき将来や、2020年度を初年度とする今後5か年の目標や施策の方向性等を策定するとともに、まち・ひと・しごと創生本部が司令塔となって、関係省庁との連携をより一層強化し、地方創生の動きを更に加速させていくとしています。

(2) 少子化の原因とそのための対応

少子化の問題は、結婚機会の逸失や子育ての経済的負担感など、結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っていると考えられます。

都道府県別のデータでみた場合、合計特殊出生率は、育児をしている女性の有業率の水準が高いと高く、長時間労働をしている雇用者の割合が高いと低く、通勤時間が長いと低くなっています（一定の相関がみられる）。

合計特殊出生率と強く関係する未婚率の水準の高低（地域差）は、男女ともに、若い男性のパート・アルバイト等の割合、子育てをしている女性の有業率の水準、男女の人口比で一定程度説明することができます。育児をしている女性の有業率の水準は、長時間労働や通勤時間のほか、保育所の整備量とも一定の相関があることなどから、少子化には、男性及び女性の「働き方」が深く関わっ

ていることが示唆されます。

少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、東京圏への一極集中の傾向が継続し、若年層を中心として地方から東京圏に人口が流出していること等により、地方における人口、特に生産年齢人口が減少しています。このため、地方においては、地域社会の担い手が減少しているだけでなく、消費市場が縮小し地方の経済が縮小するなど、様々な社会的・経済的な課題が生じています。この状況が継続すると、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が更に人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥ることとなります。また、都市機能の維持には一定の人口規模と密度が必要なことから、人口減少により都市機能を維持することが困難となり、地域の魅力・活力を低下させ、更なる人口流出を招くおそれがあります。中山間地域や農山漁村等においては、日常の買い物や医療など地域住民の生活に不可欠な生活サービスの維持・確保が困難になるおそれがあります。

以上のような人口減少や、東京圏への一極集中がもたらす危機を国と地方公共団体がしっかりと共有した上で、各地域が意欲と熱意を持ち、その地域の強みや魅力を活かした取組を自主的・主体的に行うことが重要であり、この取組を国が支援することが基本です。

具体的には、人口減少を和らげるため、結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、文化や歴史、街並み等を活かした「暮らしやすさ」を追求し、地方の魅力を育み、ひとが集う地域を構築することを目指す必要があります。さらに、世界も視野に入れて、競い合いながら、観光、農業、製造業など、地域ごとの特性を活かして域外から稼ぐとともに、域外から稼いだ資金を地域発のイノベーションや地域企業への投資につなげる等、地域の隅々まで循環させることにより、地域経済を強くしていくことが大切です。

この取組を進めるに当たり、気候、人口規模、立地など、地域の実情は多様であることから、これに応じて、地域が幅広い観点で取組を進められるようにすることが重要です。また、人口減少は、その歯止め時間に時間を要し、歯止めをかけたとしても一定の人口減少が進行していくと見込まれることから、生活・経済圏の維持・確保や、生産性の向上などに取り組み、人口減少に適応した地域をつくる必要があります。

将来にわたって「活力ある地域社会」の実現

人口減少を和らげる
結婚・出産・子育ての希望をかなえる
魅力を育み、ひとが集う

地域の外から稼ぐ力を高めるとともに、地域内経済循環を実現する

人口減少に適応した地域をつくる

「一極集中」の是正

2 第2期地方創生総合戦略策定の主旨

(1) 第2期山中湖村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定にあたって

今後、続いていくと予測される人口減少を和らげるため、結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、本村の文化や歴史、産業等の強みを活かした「暮らしやすさ」を追求し、魅力を育み、ひとが集う地域を構築することを目指します。

さらに、広域も視野に入れて、競い合いながら、農業、観光、製造業など、地域の持つ特性を活かして域外から稼ぐとともに、域外から稼いだ資金を地域発のイノベーションにつなげる等、地域の隅々まで循環させることにより、地域経済を強くしていきます。

また、人口減少は、その歯止めに時間を要し、歯止めをかけたとしても一定の人口減少が進行していくと見込まれることから、生活・経済圏の維持・確保や、生産性の向上などに取り組み、人口減少に適応した地域をつくっていくこととします。

(2) 政策の五原則

地方創生総合戦略の各施策は、次の政策五原則に基づき進めます。

- ①**自立性**：各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公 共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるようにする。
- ②**将来性**：地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。
- ③**地域性**：国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。
- ④**直接性**：限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。
- ⑤**結果重視**：効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

(3) 対象期間

国や県の総合戦略の対象期間を踏まえ、令和2年度～令和6年度までの5か年の計画とします。

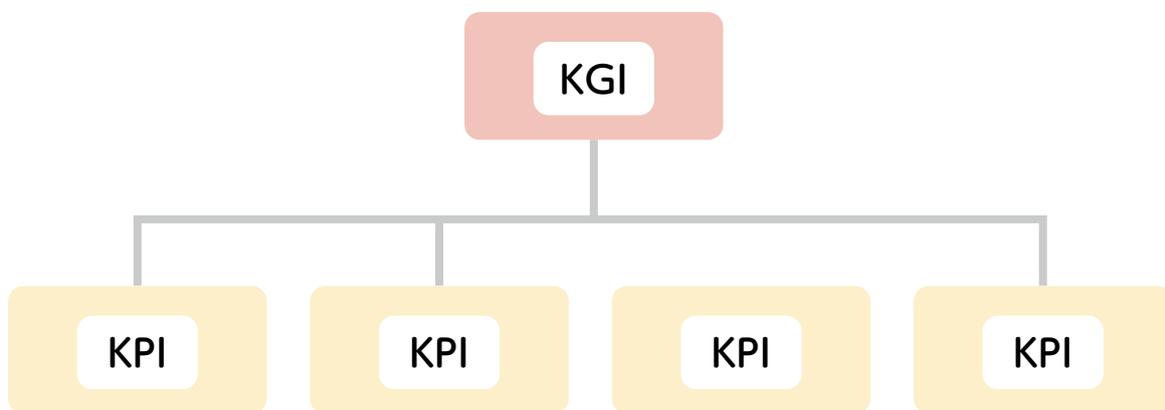
(4) 推進体制

本計画は令和6年度の目標年次に向けて着実に実施していきます。また、本計画は成果（アウトカム）を重視し、数値目標、重要業績評価指標（KPI）に基づいて施策や事業の効果を検証し、必要に応じて本計画を改訂していくというPDCAサイクルのもと、推進していきます。

(5) 目標指標

「直接的・中間的な成果」をKPIと呼びます。KPIとは、Key Performance Indicatorの略で、重要業績評価指標とも呼ばれます。KPIは最終的な目標を達成するための、過程を計測する中間指標のことです。最終的な目標を達成するためには、様々な過程を経ていかなければいけません。その最終目標を達成するために不可欠な過程を洗い出し、過程をどのくらいの状態で通過できれば、最終的な目標が達成できるか、そしてしっかりとクリア出来ているかどうかを数値で計測するのがKPIです。

また、最終的な目標はKGIと呼ばれています。KGIとは、Key Goal Indicatorの略で、最終目標が達成されているかを計測するための指標のことで、基本目標のことを指し、重要目標達成指標とも呼ばれます。



また、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たって、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができると考えられます。このため、SDGsを原動力とした地方創生を推進します。

SDGsは、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもので、2030年を期限とする包括的な17の目標とその下に細分化された169のターゲットで構成されています。

【SDGsの17の目標】

SDGsの取組は、少子高齢化の課題に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持することを目的とする地方創生につながるものです。したがって、第2期地方創生総合戦略においても、総合計画と同様にSDGsの考え方を踏まえた施策の推進と17の目標及び169のターゲットを山中湖村の実状に合致した、ローカライズした目標指標を設定し、その実現に向けて住民、事業所、村をあげて取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 第2期山中湖村まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 総合戦略の体系

本村が、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指すため、第1期の成果と課題等を踏まえて、第1期「総合戦略」の政策体系を見直し、以下のとおり、次の4つの基本目標と2つの横断的な目標の下に取り組むこととします。

【施策の体系】

基本目標	施策	横断的な目標
基本目標1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする (5事業)	<ol style="list-style-type: none"> 働く場をつくり、働く人を育てる 若年層の地元定着の促進 地場産業の振興 	横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する 横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする
基本目標2 新しい人の流れをつくる (18事業)	<ol style="list-style-type: none"> 受け入れ体制の強化 戦略的な観光施策の展開 観光情報発信の強化 観光資源を活かした取組の推進 観光振興のための基盤整備 観光イベントを活用した地域活性化 	
基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる (14事業)	<ol style="list-style-type: none"> 未来の人生プランの支援 妊娠・出産に係る不安や負担の軽減 子育ての経済的負担軽減 医療体制の充実 子育て環境の整備と充実 学習環境の整備と充実 	
基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる (25事業)	<ol style="list-style-type: none"> 安全・安心な社会づくり 移住希望者への支援 限りある資源の有効活用 湖水環境の整備 魅力あるまちづくり 暮らしやすい生活環境の整備 高齢者の健康と安心環境づくり 誰もが学び続けられるまちづくり 	

基本目標1～4の事業数 計62事業

基本目標1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

今後、人口減少が進行し、特に、労働力人口の減少、消費市場の縮小が懸念されていますが、引き続き、本村にひとが訪れ、住み続けたいと思えるような地域を実現するためには、地域の稼ぐ力を高め、やりがいを感じることでできる魅力的なしごと・雇用機会を十分に創出し、誰もが安心して働けるようにすることが重要です。

このため、本村の特色・強みを活かした産業の振興や企業の競争力強化を図り、効果的に域外から稼ぎ、効率的に域内で富を循環させる地域経済構造を構築することが大切です。

具体的には、観光業を基軸に、商業・サービス業などの強みを有する産業を見定め、生産性向上やイノベーション創出の基盤となる市場競争の促進に向けて、地域の中小企業が思い切った経営革新やチャレンジに取り組める環境の整備等を進めます。

さらに、こうした取組を通じた地域経済の活性化を推進するに当たり、最も重要な要素はひとであることから、地域企業の成長戦略を実現するために必要な専門知識や、ノウハウ、経験を有する人材の育成・確保に一層取り組んでいきます。

さらに、様々な人々が地方で安心して働けるようにするためには、地域の稼ぐ力を高めるだけでなく、多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルも踏まえ、誰もがその力を発揮できる就業環境や自分の居場所を見出せる環境づくりを通じて、しごとの場であり生活の場である地域全体の魅力を高めていけるように努めます。

基本目標

従業者数の向上あるいは維持（2016年度経済センサス基礎調査 3,587人）

1 働く場をつくり、働く人を育てる

No	事業名	事業内容
①	空き家バンク事業 (総合政策課)	村内にある空き家を有効に活用するため、二地域居住や定住希望者のニーズを踏まえた受け入れ環境や補助制度の推進を図ります。
②	企業誘致・起業支援推進事業 (総合政策課)	若年層の雇用促進のため、企業移転も含めた企業誘致の推進を行うとともに、空き家、空き保養所等の活用及び支援体制について検討し、順次、実施に移します。また、新規起業の支援を行います。
③	シニア世代の雇用促進事業 (観光産業課)	村内の65歳以上の健康で働く意欲のある人を対象に、生きがいの充実と社会参加を目的とし、シルバー人材センターへの登録を推進します。

【この分野の重要業績評価指標（KPI）】

	単位	方向	平成30年度（基準値）	令和6年度（目標値）
空き家活用件数	件	↗	0	5
企業誘致・新規起業	件	↗	0	4
65歳以上就業人数	人	↗	21	43

2 若年層の地元定着の促進

No	事業名	事業内容
④	「オールやまなし11+1大学と地域の協働による未来創生の推進」事業 (総合政策課)	複数の大学、自治体並びに企業等が参加し、事業を協働で実施し、地域全体で若者の地元定着に取り組みます。

【この分野の重要業績評価指標 (KPI)】

	単位	方向	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
大学と地域協働参画会議	回	↗	1	2

3 地場産業の振興

No	事業名	事業内容
⑤	農地の確保及び利活用 (観光産業課)	農地の確保と農業の担い手の育成、本村ならではの農業経営、特産品の創出、観光産業との協働に向けた取組を推進します。

【この分野の重要業績評価指標 (KPI)】

	単位	方向	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
特産品・ブランド開発件数	件	↗	5	8

基本目標2 新しい人の流れをつくる

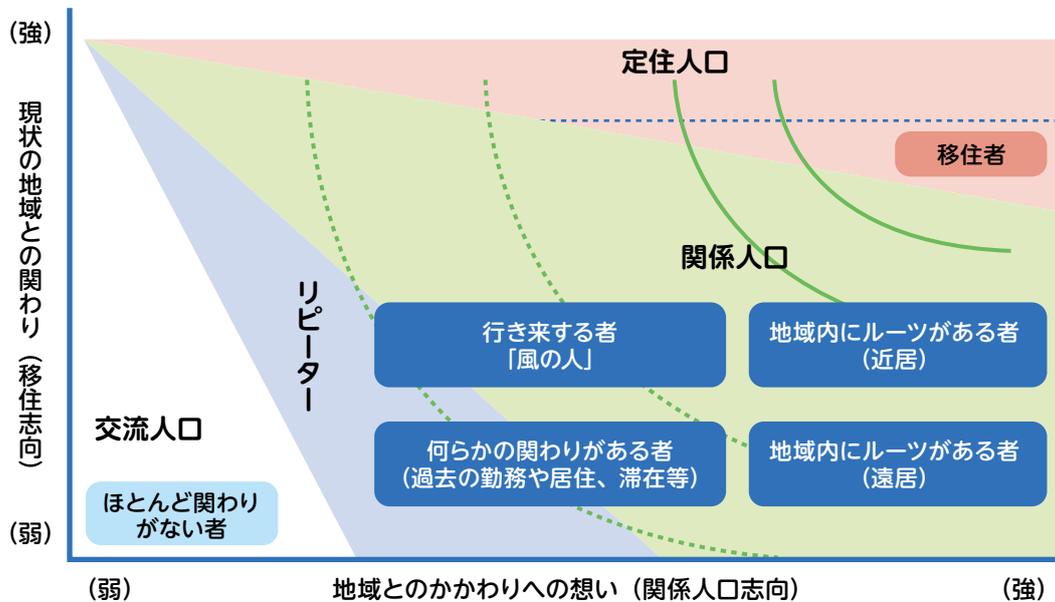
全国的な景気回復が続く中で、東京圏への一極集中の傾向は継続しています。

大都市圏への転入超過数の大半は若年層であり、多くの若者が進学、就職の機会を捉えて集まってきたものと考えられます。

本村へのひとの流れをつくるため、「地方にこそ、チャンスがある」といった若者等の夢や希望を抱いて本村へ移住する動きを支援し、村に訪れ、住み続けたいという希望の実現に取り組みます。

また、村への移住・定着を促進するためには、第1期で取り組んできた地方移住を直接促進する施策を引き続き展開するだけでなく、将来的な移住・定住にもつながるよう、村に対して継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むとともに、企業や個人による地方への寄附・投資等により地方創生の取組への積極的な関与を促すなど、資金の流れの創出・拡大を図ります。

図32 関係人口イメージ図



出典：総務省

基本目標

年間宿泊者数の向上（平成30年 1,357,201人）

1 受け入れ体制の強化

No	事業名	事業内容
①	フリー Wi-Fi整備事業 (総務課)	誰もが無料で利用できるフリー Wi-Fiスポットの整備促進を図る。公共施設及び観光施設へのフリー Wi-Fiの設置促進や県の整備推進事業の普及促進を共同で行います。
②	モバイル空間統計調査 (観光産業課)	モバイル空間統計調査を実施し、男女・年齢・移動・滞在エリア・国別などを把握します。その結果を観光戦略や観光振興計画策定のための基礎資料として使用します。
③	インバウンド受け入れ強化事業 (観光産業課)	グッドウェルガイド登録者の活動拡充のため、拠点となる観光案内所や平野バス待合所への配置等を検討し、配置を進めます。また、外国人の観光消費額増大を図るため、誘客促進用と周遊観光用の多言語パンフレットを活用します。

【この分野の重要業績評価指標 (KPI)】

	単位	方向	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
フリー Wi-Fi整備スポット数	箇所	↗	0	3
モバイル空間統計人数	人	↗	未実施	1,574,150

2 戦略的な観光施策の展開

No	事業名	事業内容
④	観光情報戦略会議の開催 (観光産業課)	観光戦略会議により、官民、事業者等、観光地域づくり法人 (DMO) との連携による観光振興を図り、着地型・滞在型の観光戦略を促進し、地域内の観光消費額の増加を図ります。

【この分野の重要業績評価指標 (KPI)】

	単位	方向	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
観光戦略会議開催回数	回	→	12	12

3 観光情報発信の強化

No	事業名	事業内容
⑤	情報発信・広告宣伝促進事業 (観光産業課)	観光課、観光協会HP、アプリなどのWeb媒体、広報誌、情報誌広告、メディア広告などを利用し、観光情報を村内外へ発信します。また広域で活用している富士山モールやコミュニティFM等を利用して防災情報及び観光情報を発信します。
⑥	観光キャンペーンの開催事業 (観光産業課)	観光客ニーズ調査結果に基づいた分析・検討から、ターゲットの地域を設定し、観光キャンペーンを実施します。
⑦	ICT活用及びパンフレット整備など情報提供の確立 (観光産業課)	ICT及びペーパー手段で、着地型・滞在型観光と周遊観光の促進を図ります。また、複数ある観光関連サイトの一元化を図ります。

No	事業名	事業内容
⑧	広域連携観光推進事業 (観光産業課)	やまなし観光推進機構、富士五湖観光連盟、国道138号沿線観光広域連携協議会など各協議会等による、広域的な観光整備体制を構築します。
⑨	自転車の聖地化事業 (総合政策課)	自転車観光の受け入れ環境の充実に向け、山梨県、関係市町村との共同で推進し、自転車の利用目的に対し、受け入れ環境の充実と多様なPRを展開します。 また、オリンピックレガシーの活用に努めます。
⑩	日本版DMOの推進事業 (観光産業課)	山中湖村観光地域づくり法人(山中湖観光協会)及びマーケティング専門人材を中心として、村内の観光事業者に対して事業参画を促し、行政との連携を図りながら各種事業を推進するとともに専門性の高い業務の内製化を図ります。

【この分野の重要業績評価指標 (KPI)】

	単位	方向	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
観光キャンペーン回数	回	↗	7	9
年間宿泊者数 (延べ人数)	人	↗	1,357,201	1,574,150

4 観光資源を活かした取組の推進

No	事業名	事業内容
⑪	フィルムコミッション推進事業 (観光産業課)	本村の観光資源を活用した、TVドラマや映画、広告等の誘致支援活動を行います。
⑫	山中湖フットパス事業(エコミュージアムの宝活用) (総合政策課)	本村の宝(山中湖村の宝めくりの活用)である文化財や歴史に触れる新たな散策ルートを設定・再整備することにより、観光客の誘客を図ります。
⑬	地域おこしふるさと名物応援事業 (総合政策課+観光産業課)	地域活性化を目指し、地域おこしとして山中湖のワカサギや鹿肉を使ったジビエをはじめ名産品としての商品開発を進めます。

【この分野の重要業績評価指標 (KPI)】

	単位	方向	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
ロケ実施件数	件	↗	44	50
特産品・ブランド品開発件数	件	↗	5	8

5 観光振興のための基盤整備

No	事業名	事業内容
⑭	山中湖村宿泊施設人数把握調査 (観光産業課)	村内の観光事業所へ宿泊する人数を把握し、今後の観光のあり方を検討する際の基礎資料とします。
⑮	地域の地(知)との連携事業(ヒト・モノのネットワーク活用) (総合政策課)	村内に保養所及び研究施設を有している大学等と連携し、地域課題の解決や地域の活性化に取り組みます。

【この分野の重要業績評価指標（KPI）】

	単位	方向	平成30年度（基準値）	令和6年度（目標値）
宿泊施設調査回答率	%	↑	20	30

6 観光イベントを活用した地域活性化

No	事業名	事業内容
⑬	スポニチ山中湖ロードレース運営事業 (観光産業課)	富士山と山中湖の美しさを活かし、絶景スポットや観光スポットを走ることで、初夏の本村の魅力を感じてもらい、観光客の誘客を図ります。併せて、観光産業、地場産業の振興と地域の活性化を図り本村を村内外にPRします。
⑭	観光協会等が主催する各種事業の運営 支援事業（推進体制の充実と役割分担） (観光産業課)	夏の報湖祭、秋の夕焼けの渚・紅葉祭り、冬のイルミネーション、富士山頂に夕日が落ちダイヤモンドの輝きに見えるダイヤモンド富士ウィークス・アイスキャンドルフェスティバルの開催等観光協会をはじめ、閑散期の誘客促進のため地域資源を活用した魅力あるイベントの開催を支援します。
⑮	山中湖村婚活支援イベントの運営事業 (福祉健康課)	効果的な婚活イベントのあり方を検討し、結婚サポートセンター事業との連携を図りつつ、民間主体の事業となるよう、実施主体の支援をします。

【この分野の重要業績評価指標（KPI）】

	単位	方向	平成30年度（基準値）	令和6年度（目標値）
観光イベント総参加者数	人/年	↑	193,500	250,000

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

わが国の出生数は減少が続いており、合計特殊出生率は、2018年時点で1.42となっています。少子化の進行は、若い世代での未婚率の増加や晩婚化に伴う第1子出産年齢の上昇、就業状況の変化に伴う結婚・出産・子育てに対する経済的負担感や子育てと仕事の両立のしにくさなどの要因が複雑に絡み合っているといわれます。

こうしたことを踏まえ、地域や企業など社会全体として、男女ともに結婚、子育て、仕事をしやすい環境整備が行われるよう、第2期子ども・子育て支援事業計画により実効性のある少子化対策を総合的に推進します。

具体的には、結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立に係る国全体の制度等の活用を促進することに加え、村をはじめ各種団体等における結婚の希望をかなえる取組、子育てのサポート体制、男女の働き方などの地域の実情に応じた少子化対策の取組を推進します。

基本目標

年間出生者数の向上（平成26～30年の5年間の平均 42.4人）

1 未来の人生プランの支援

No	事業名	事業内容
①	結婚相談所運営事業 (福祉健康課)	社会福祉協議会の婚活の相談窓口の有効活用と積極的支援を行います。

【この分野の重要業績評価指標（KPI）】

	単位	方向	平成30年度（基準値）	令和6年度（目標値）
相談件数	件	↗	0	5

2 妊娠・出産に係る不安や負担の軽減

No	事業名	事業内容
②	しあわせこうのとり応援事業 (福祉健康課)	不妊治療にかかる費用の一部を助成します。
③	妊婦保健事業 (福祉健康課)	妊婦一般健康診査費の一部助成、妊娠中の栄養指導、パパママ教室の開催等を行い、出産育児に係る不安や負担を軽減します。
④	すこやか赤ちゃん出産等祝い金事業 (税務住民課)	出生児を祝福し、健やかな成長を願い児童の健全育成を支援します。

【この分野の重要業績評価指標（KPI）】

	単位	方向	平成30年度（基準値）	令和6年度（目標値）
パパママ教室開催回数	回	→	3	3

3 子育ての経済的負担軽減

No	事業名	事業内容
⑤	すこやか子ども医療費助成事業 (福祉健康課)	村内0～15歳に係る医療費を助成することにより家庭への負担を軽減させ、児童・生徒の健やかな成長を支援します。
⑥	高校生等医療費助成事業 (福祉健康課)	村内高校生等に係る医療費を助成することにより家庭への負担を軽減させ、生徒の健やかな成長を支援します。

【この分野の重要業績評価指標 (KPI)】

	単位	方向	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
事業継続	継続	→	—	—

4 医療体制の充実

No	事業名	事業内容
⑦	小児救急医療事業 (福祉健康課)	村内の0～15歳の子どもを対象に、夜間から早朝にかけての突発的な病気に対し、受診できる体制を整えます。
⑧	各種予防接種事業 (福祉健康課)	伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種法に基づく予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与します。

【この分野の重要業績評価指標 (KPI)】

	単位	方向	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
予防接種接種率	%	↗	85.0	90.0

5 子育て環境の整備と充実

No	事業名	事業内容
⑨	放課後児童クラブ(くじらっこ)運営事業 (福祉健康課)	就労などの理由で保護者が昼間いない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図る。また、放課後児童教室(児童の学習やスポーツの交流活動の実施)を設置し連携した放課後対策を推進します。
⑩	遠距離児童・生徒通学費補助事業 (教育委員会)	旭日丘・長池地区の児童を対象に、小学校へ遠距離のためバスを利用して通学する者の通学費を補助します。

【この分野の重要業績評価指標 (KPI)】

	単位	方向	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
事業継続	継続	→	—	—

6 学習環境の整備と充実

No	事業名	事業内容
⑪	放課後子ども学習支援事業(くじらっこ塾) (教育委員会)	村内の小・中学生を対象として放課後に予習、復習等含め学習の支援を行います。
⑫	給食費補助事業 (教育委員会)	村内小・中学校の給食費を無償化し、各家庭の負担を軽減します。
⑬	高等学校等就学助成金事業 (教育委員会)	高等学校等への就学に対して、所得制限により費用の一部を負担することで、家庭の経済的な負担を軽減し、教育の増進を図ります。
⑭	英語検定補助事業 (教育委員会)	小学校3年生から中学生を対象とした英語検定の受験料を補助し、英語によるコミュニケーションの能力の育成、強化を図ります。

【この分野の重要業績評価指標 (KPI)】

	単位	方向	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
事業継続	継続	→	—	—

基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

訪れたい、住み続けたいと思えるような地域をつくるためには、地域資源を最大限に活かし、地域に付加価値を持たせることで、魅力的な地域づくりを進める必要があります。

このため、地域交通の維持・確保を進めるとともに、質の高い暮らしのための村の機能の充実を図ります。あわせて、豊かな自然、観光資源、文化、スポーツなど地域の特色ある資源を最大限に活かし、地域の活性化と魅力向上を図ります。

また、急速な高齢化にも対応し、人々が地域において安心して暮らすことができるよう、医療・福祉サービス等の機能を確保し、生涯現役の社会づくりを推進するとともに、地域における防災・減災や地域の交通安全の確保を図ります。

基本目標

転入・転出数の均衡・社会増へ近づける（平成25～30年間 転入1,574人、転出1,535人）

1 安全・安心な社会づくり

No	事業名	事業内容
①	防犯灯LED化促進事業 (総務課)	防犯灯をLED化することによって明るくなり視野が広がり安全になり、省エネ効果も得られるようにします。また、新規防犯灯の設置についても検討します。
②	防犯カメラ設置事業 (総務課)	要望に基づき、必要に応じて村内の通学路に防犯カメラを設置し防犯環境を整えます。
③	消防自動車購入事業 (総務課)	耐用年数が経過した消防自動車について入れ替え行い、火災等災害時に対応できるように整備します。
④	消防詰所整備事業 (総務課)	老朽化している消防詰所について防災倉庫併用詰所を新設することにより防災力の強化につなげます。
⑤	地域防災に係る計画整備事業 (総務課)	地域防災計画やハザードマップなど災害時の各種マニュアルを改訂するなどの整備を進めます。
⑥	備蓄食糧購入事業 (総務課)	備蓄食糧を毎年一定量購入し災害時に備えます。
⑦	消防団装備整備事業 (総務課)	消防団のホース等装備を充実させ火災等災害時に対応できるように整備します。
⑧	避難所誘導看板整備事業 (総務課)	村民や観光客等が災害時に避難をスムーズにするため誘導看板を設置します。
⑨	防災ヘリポート整備事業 (総務課)	現在さらに1箇所あるが、山中地区にも整備することによって救急時や災害時等の対応力向上につなげます。
⑩	防災行政無線整備事業 (総務課)	村民に居住する人に対して、各戸1台防災行政無線を貸し出します。
⑪	安心安全メール事業 (総務課)	安心安全メールに登録してもらい情報を発信します。

No	事業名	事業内容
⑫	国土強靱化地域計画策定事業 (総務課)	国土強靱化地域計画を策定して、災害に対する被害の縮小、強靱な地域づくり、施策(事業)のスムーズな進捗及び地域の持続的な成長につなげます。

【この分野の重要業績評価指標 (KPI)】

	単位	方向	平成30年度(基準値)	令和6年度(目標値)
安全安心メール登録者数	人/延べ	↗	340	1,000

2 移住希望者への支援

No	事業名	事業内容
⑬	定住化促進新築等補助金事業 (総合政策課)	転入者で住宅購入者に補助金を交付します。
⑭	住宅関連助成体制の構築 (総合政策課)	転入者等に対して、中古物件購入補助金、リフォーム補助金について検討します。

【この分野の重要業績評価指標 (KPI)】

	単位	方向	平成30年度(基準値)	令和6年度(目標値)
住宅購入者助成件数	件/年	↗	6	15

3 限りある資源の有効活用

No	事業名	事業内容
⑮	循環型社会の構築事業 (建設水道課)	5R推進の取組として、ごみの減量化、第8期分別収集計画による再資源化を図ります。

【この分野の重要業績評価指標 (KPI)】

	単位	方向	平成30年度(基準値)	令和6年度(目標値)
年間ごみの処理量	t	↘	4,700	4,000

4 湖水環境の整備

No	事業名	事業内容
⑯	明日の富士五湖創造会議推進事業 (総合政策課)	湖の適正な利用に関するルール作りを協議します。

【この分野の重要業績評価指標 (KPI)】

	単位	方向	平成30年度(基準値)	令和6年度(目標値)
ルールの完成	地区	↗	0	4

5 魅力あるまちづくり

No	事業名	事業内容
⑰	山中湖村エコミュージアム形成事業 (多自然居住地域の創造) (総合政策課)	村の自然を知り、守り、活かすための施策や、まちづくりを支える人材を育てる施策、また村の自然、歴史、文化を守り、発信する施策を進め、村民が主体となった地域資源の発見・収集と情報整理・普及を行い、村民と行政が一体となり、「住んで良し、訪れて良しのまち」のまちづくりを推進します。

【この分野の重要業績評価指標 (KPI)】

	単位	方向	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
エコミュージアム関連イベント回数	回	↗	5	10

6 暮らしやすい生活環境の整備

No	事業名	事業内容
⑱	3交差点周辺整備事業 (総合政策課)	村の玄関口である3箇所の交差点及び周辺の環境整備を進めます。
⑲	県道山中湖忍野富士吉田線整備事業 (総合政策課)	国道138号線の迂回路として、観光産業や産業経済の流通、また広域避難道路として一市二村道路の整備を推進します。
⑳	ふじっ湖号推進事業 (観光産業課)	地域住民の交通機関の充実・利便性の向上、また観光客の利用拡大と、自転車観光の対応充実を図ります。 ふじっ湖号(1号・2号)の運行により、地域住民及び旅行者の二次交通の確立を図ります。
㉑	文学の森推進事業 (教育委員会)	文学の森公園内における魅力ある催し物を通し、広大で自然豊かな公園と、文化的に優れた各施設をより多くの方に周知し、施設認知度向上やイメージアップを図ります。同時に地域住民の教育、生涯学習の向上、観光施設としての集客を図ります。

【この分野の重要業績評価指標 (KPI)】

	単位	方向	平成30年度 (基準値)	令和6年度 (目標値)
ふじっ湖号利用者数	人/年	↗	2,875	5,000
文学館年間来館者数	人/年	↗	5,885	7,650

7 高齢者の健康と安心環境づくり

No	事業名	事業内容
㉒	介護予防事業 (福祉健康課)	村内の高齢者を対象に、運動教室、男性の料理教室、趣味の活動等を実施します。住民主体の通いの場・生活支援・見守り活動の育成を実施します。
㉓	地域包括ケア体制の構築 (福祉健康課)	高齢者が認知症や終末期になっても、住み慣れた場所で安心して生活できることを支援するための体制作りを実施します。 ①認知症初期集中治療チーム ②地域包括ケア会議 ③多種連携事業 ④生活支援協力などの事業

【この分野の重要業績評価指標（KPI）】

	単位	方向	平成30年度（基準値）	令和6年度（目標値）
介護保険認定者率	%	↓	10.45	10.00

8 誰もが学び続けられるまちづくり

No	事業名	事業内容
⑳	生涯学習推進事業 (教育委員会)	地域において誰もが様々な学ぶ機会やスポーツの機会に触れ、楽しむことができるように、各種大会や教室を開催することにより、生涯学習機会や生涯スポーツ機会の創出を図っていきます。また、それらを担う各種団体への支援を行います。
㉑	情報創造館推進事業 (教育委員会)	知識吸収・情報収集の学習の場、交流の場としての施設であり、図書館機能のみに留まらない魅力ある発信力のある施設として展開を図ります。

【この分野の重要業績評価指標（KPI）】

	単位	方向	平成30年度（基準値）	令和6年度（目標値）
各種大会、各教室における参加者数	人/年	↑	638	800
情報創造館年間利用者数	人/年	↑	15,800	16,590

横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する

地方創生の取組は、これを担う人材の活躍によって、初めて実現されます。地方創生の更なる推進に向けては、地方創生の基盤を成す多様な人材に焦点を当て、その活躍を推進することが重要です。

このため、多様化、複雑化する地域の課題の解決に向けて、村だけでなく、地域外の企業、NPO、住民など、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画できるよう、多様なひとびとが活躍できる環境づくりを積極的に進めます。

また、女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが活躍し、多様性に富む豊かな地域社会をつくることが重要です。こうした地域社会を実現するためには、互助、共助の考え方も踏まえ、様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合う体制づくりが重要であり、このようなつながりや場の形成は、新しい発想やビジネスを生み出す力としても期待されます。

横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする

未来技術は、各々の地域特性に応じて有効に活用することで、地域が抱える課題を解決するだけでなく、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活等の質を大きく変化させ、地域の魅力を向上させるものと期待されます。

このため、地域におけるSociety5.0の推進に向けて、地域における情報通信基盤等の環境整備を進めた上で、未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上を図ります。

※未来技術 情報通信技術などSociety5.0に向けた技術のこと。

Society5.0ではIoT(Internet of Things)を用いて全てのモノと人が常につながり今までなかった新たな価値を創造することで今までの課題や困難を克服します。

具体的には、AI(人工知能)によってロボットや自動走行車などの技術を少子高齢社会、地域過疎化の問題を解決する手立てになります。

そのような社会を作る仕組みは、サイバー空間(いわゆるネットの世界)とフィジカル空間(現実世界)を高度に融合させたシステムによって実現させるとしています。

第2期 山中湖村人口ビジョン及び 山中湖村まち・ひと・しごと 創生総合戦略

令和2年4月発行

発行 山梨県南都留郡山中湖村

住所 山梨県南都留郡山中湖村山中237番地の1

電話 0555-62-9971

ホームページ <https://www.vill.yamanakako.lg.jp/>

